

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

第5次 健やかいきいき 甲府プラン | 総論編 |



はじめに

平素より、市民及び関係者の皆様には、本市の保健福祉行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、昨今、社会を取り巻く環境は変化し、「ひきこもり」や「ヤングケアラー」など、従来の制度・分野の枠には当てはまりにくい複雑化・複合化した課題が顕在化してきております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から、地域社会における交流の変化により、単身世帯が増加している高齢者を中心に、孤独・孤立の問題が生じております。

このような状況から、国においては、これら諸課題へ対応していくため、世代や分野を超えて、すべての人が、包摂的に「つながり、支え合い」、生きがいや地域などをともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しております。

「第5次健やかいきいき甲府プラン」では、「第六次甲府市総合計画」や「人」「地域」「まち」の健康の好循環による「健康都市こうふ基本構想」、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す「SDGs」の考えなどを踏まえ、多様な主体との連携・協働を一層推進する中で、「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」を基本理念として策定し、個別計画では、各分野において、実効性の高い取組を展開してまいります。

本プランでは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、子どもからお年寄りまで市民の誰もが、いきいきと活躍し、生涯を通じて安心を実感して、心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。また、今般、同時期に策定する福祉関係計画の横のつながりを一層深め、本市福祉施策を更に推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「甲府市社会福祉審議会」の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月



甲府市長 樋口 雄一

目次

第1編 総論

第1章	健やかいきいき甲府プラン策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
	(1) 地域福祉の分野の背景	1
	(2) 保健の分野の背景	2
	(3) 児童福祉の分野の背景	3
	(4) 障がい福祉の分野の背景	3
	(5) 高齢者福祉の分野の背景	4
	(6) 本市の状況	5
2	計画の名称	8
3	計画の期間	9
4	計画の位置づけ	10
	(1) 計画におけるSDGsの考え方	10
5	計画策定の経緯	12
6	計画の法律根拠	14
	(1) 甲府市地域福祉推進計画	14
	(2) 甲府市保健計画	14
	(3) 甲府市子ども・子育て支援計画	14
	(4) 甲府市障がい者福祉計画	14
	(5) 高齢者いきいき甲府プラン	14
7	計画の策定体制	15
	(1) 甲府市社会福祉審議会及び各専門分科会	15
	(2) 甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会	15
	(3) 甲府市保健福祉計画 福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議	15
	(4) 甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局	16
	(5) こうふ市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施	16
8	アンケート調査の実施	17
	(1) 「地域福祉推進計画」に関するアンケート調査	17
	(2) 「保健計画」に関するアンケート調査	17
	(3) 「子ども・子育て支援計画」に関するアンケート調査	18
	(4) 「障がい者福祉計画」に関するアンケート調査	18
	(5) 「高齢者いきいき甲府プラン」に関するアンケート調査	18

第2章	本市の福祉を取り巻く現状と推移	20
1	人口等の推移	20
	(1) 総人口及び高齢化率の推移と推計	20
	(2) 人口年齢構成の比較	22
	(3) 平均寿命	23
	(4) 世帯数の推移	24
	(5) 児童人口の推移	25
	(6) 合計特殊出生率の推移	25
	(7) 母親の年齢階層別の出生割合の推移	26
	(8) 婚姻等の状況	27
	(9) 障害者手帳所持者数の推移	29
	(10) 高齢者の状況	32
	(11) ひとり親家庭の状況	34
	(12) 生活保護の状況	34
2	福祉関係経費の推移	35
	(1) 支出総額の推移	35
	(2) 一般会計における性質別経費の推移	37
第3章	基本理念と施策体系	39
1	基本理念	39
2	計画目標	41
	(1) 甲府市地域福祉推進計画	41
	(2) 甲府市保健計画	43
	(3) 甲府市子ども・子育て支援計画	45
	(4) 甲府市障がい者福祉計画	46
	(5) 高齢者いきいき甲府プラン	47
3	施策体系	48
	(1) 甲府市地域福祉推進計画	48
	(2) 甲府市保健計画	52
	(3) 甲府市子ども・子育て支援計画	56
	(4) 甲府市障がい者福祉計画	61
	(5) 高齢者いきいき甲府プラン	65

第2編 各論

資料編	71
1 策定経過	71
2 諮問書	74
3 答申書	75
4 甲府市社会福祉審議会条例	76
5 甲府市社会福祉審議会運営要綱	79
6 甲府市社会福祉審議会委員・臨時委員名簿	81
(1) 甲府市社会福祉審議会の委員名簿	81
(2) 甲府市社会福祉審議会の臨時委員名簿	82
7 甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱	84





第1編

總論

第1章 健やかいきいき甲府プラン策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、経済的な困窮や社会的孤立に陥る世帯が増加する中、ひきこもりや、ヤングケアラーといった、これまでの制度・分野の枠を超えた複合的な課題が顕在化しています。

国においては、平成27（2015）年9月に、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を発表し、全ての人々が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる、新しい「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築することを掲げました。そして「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28（2016）年6月閣議決定）において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」という新たな福祉社会の実現に向けた方向性を示しました。以降も、地域共生社会の実現に向け、各分野の検討会等で継続的な議論を実施しており、随時、法改正が行われています。

（1）地域福祉の分野の背景

平成12（2000）年の社会福祉法の改正により、今後の社会福祉における基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」が明確に打ち出され、「地域福祉計画」、社会福祉協議会及び共同募金など、地域福祉の推進に関する規定が新たに設けられました。

平成24（2012）年8月には社会保障制度改革推進法が施行され、「社会保障と税の一体改革」がスタートし、税や年金、子育て、障がい、医療と介護、雇用などの各種制度の抜本的な見直しが進められました。また、東日本大震災の経験から得た貴重な教訓と経験を踏まえ、平成25（2013）年6月に災害対策基本法を改正し、自治体における災害時要援護者支援のあり方について計画の見直しが求められました。

平成27（2015）年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援の拡充を図ることとされました。更に、平成28（2016）年4月には障害者差別解消法が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

また、平成29（2017）年の社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指

す旨」を明記しました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年法律第52号）により、社会福祉法の一部が改正され、「地域福祉計画」の策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。また、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても、記載が求められています。更に平成30（2018）年の生活困窮者自立支援法の改正では、基本理念が設定されるとともに、生活困窮者の定義が就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立、地域社会との関係性、その他の事情によるものと明確に規定され、自立支援法に基づく各事業の促進及び拡充、行政の各窓口における自立支援相談支援事業の利用勧奨をはじめとした支援体制の整備推進などが定められました。

更に、令和2（2020）年の社会福祉法の改正では、市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要措置を講ずることなどが定められました。本改正を踏まえ、令和3（2021）年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されています。

（2）保健の分野の背景

国は健康寿命の延伸を目指し、平成12（2000）年に「健康日本21」を策定し、国民保健の向上を図るための運動が始まりました。その後、平成25（2013）年度には、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」等を新たに盛り込んだ「健康日本21（第二次）」が施行されました。そして新たに、令和6（2024）年には、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を方向とした「健康日本21（第三次）」が開始されます。

また、母子保健については、少子化や核家族化の進行など、子育て環境は依然厳しい状況となっていることから、「健やか親子21（第2次）」の推進に加え、地域のつながりや絆を深め、地域全体で子どもを育てていく体制の強化が求められています。

(3) 児童福祉の分野の背景

国は、平成元（1989）年の「1.57ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など、少子化対策についての検討を開始しました。平成6（1994）年12月には厚生省（当時）が「エンゼルプラン」を策定し、平成11（1999）年12月には、「新エンゼルプラン」を平成12（2000）年度からの5カ年計画で策定しました。また、平成15（2003）年12月に、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。

こうしたことから、国では、幼保一体化を含む新たな子育て支援の制度である「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を、少子化社会対策会議において、平成24（2012）年3月に決定しました。また、社会保障・税一体改革関連法として「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法を平成24（2012）年8月に制定・公布しました。平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定することが市町村に義務付けられました。また、「次世代育成支援行動計画」の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は平成26（2014）年度までの時限法でしたが、平成26（2014）年4月に10年間の延長が決定されました。

更に平成28（2016）年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等に関する対応策が掲げられています。

そのような中、令和元（2019）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、市町村による計画の策定が努力義務化されました。また、児童相談所への虐待相談の増加にもみられる児童虐待への課題に対応するため「児童虐待防止対策」が推進されています。

令和5（2023）年4月には、「こども家庭庁」の創設と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。また、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等である「こども大綱」が策定されました。

(4) 障がい福祉の分野の背景

国は、昭和45（1970）年に、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進を目的とした「障害者基本法」を制定し、平成16（2004）年の同法改正において、

障がい者の差別等をしてはならない旨を基本的理念として規定しました。更に、平成23（2011）年の改正では、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられています。

平成25（2013）年には、地域社会における共生の実現を目的とした「障害者総合支援法」が施行され、平成26（2014）年には「障害者権利条約」に批准、平成28（2016）年には「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成30（2018）年に「障害者総合支援法」の改正、令和3（2021）年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、令和4（2022）年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行と「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」の改正が行われました。

こうした法整備を踏まえ、令和5（2023）年には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向が示されました。

（5）高齢者福祉の分野の背景

1990年代から、在宅福祉に力を入れたゴールドプラン、新ゴールドプランが策定され、数値目標を掲げ総合的かつ計画的に基盤を整備するという形で、高齢者福祉施策は進められてきました。

平成9（1997）年に制定された介護保険法が平成12（2000）年から施行され、市町村が保険者となって運営や財政責任を担うことになり、福祉において市町村が担う役割の重要性を一層高めるものとなりました。

平成17（2005）年に行われた介護保険法の改正により、「地域密着型サービス」が創設されるとともに、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として、「地域包括支援センター」の設置を進めることとされました。

平成24（2012）年に「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が策定され、認知症施策の方向性が示されました。

平成26（2014）年4月には、介護保険法の改正により、「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

平成30（2018）年には、新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定するとともに、高齢者人口を支える現役世代が急減する令和22（2040）年に向けて、「多様な就労・社会参加」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」を新たな局面に向けた政策課題として示しています。

令和2（2020）年には、介護保険法が改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で、取組が推進されています。

令和5（2023）年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が推進されることとなりました。

（6）本市の状況

本市では、令和2（2020）年3月策定の「第4次健やかいきいき甲府プラン」において、自助・共助・公助の三助のバランスがとれ、人と人のつながりが深まることで、いきいきとした活力ある福祉社会を創造し、市民の誰もが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを目指すこととし、その基本理念を踏まえた5分野の個別計画に基づき、事業の推進に取り組んできました。

一方で、これまで以上の少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境が変化し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているとともに、人口減少社会が進む中、保健福祉に関する効果的な仕組みづくりの必要性がより一層求められるようになっていきます。

また、平成31（2019）年4月、本市は中核市に移行し、これまで山梨県が行っていた一部事務の移譲を受け、保健所を設置するなど、新たな権能を有することとなりました。これを、全市的な取組の契機とするため策定された「健康都市こうふ基本構想」は、「健康づくり」を市民共通の目標とし、「人」「地域」「まち」の「健康の好循環」から「元気Cityこうふ」の創造を目指すものです。加えて、令和元（2019）年9月に「健康都市宣言」を制定し、今後関連する取組を推進していくこととしました。

このような状況を踏まえる中で、第4次プランの計画期間が、令和5（2023）年度に終了することに伴い、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定したものであります。

年	概要
平成 12 年 (2000 年)	社会福祉法の施行 ・ 利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立 介護保険制度スタート ・ 介護を社会全体で支える仕組みの創設
平成 15 年 (2003 年)	次世代育成支援対策推進法の施行 ・ 次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を掲示
平成 16 年 (2004 年)	「健やかいきいき甲府プラン」の策定（甲府市） ・ 福祉に関連する5つの計画を一体的に策定
平成 17 年 (2005 年)	介護保険制度改革 ・ 介護予防を重視する仕組みや新しいサービス体系の導入
平成 18 年 (2006 年)	障害者自立支援法の施行 ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進の新しいサービス体系の導入
平成 22 年 (2010 年)	「第2次健やかいきいき甲府プラン」の策定（甲府市）
平成 23 年 (2011 年)	障害者虐待防止法の成立（施行は平成 24 年） ・ 国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す
平成 24 年 (2012 年)	社会保障制度改革推進法の施行 ・ 年金、医療、介護、少子化対策など社会保障改革の基本方針
	子ども・子育て関連3法の成立（本格施行は平成 27 年） ・ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援などを総合的に支援していくための理念と責務を掲示
	障害者優先調達推進法の成立（施行は平成 25 年） ・ 障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る
平成 25 年 (2013 年)	障害者総合支援法の施行 ・ 障がいのある人の社会参加の機会の確保、地域生活における共生、社会的障壁の除去を明示し、これまでのサービスを見直し 障害者差別解消法成立（施行は平成 28 年） ・ 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること、行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること等が定められる
	生活保護改正法の成立（施行は平成 26 年） ・ 就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行う
	生活困窮者自立支援法成立（施行は平成 27 年） ・ 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業等を行う
平成 26 年 (2014 年)	医療介護総合確保推進法の成立 ・ 介護保険法の一部が改正され、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が図られる
平成 27 年 (2015 年)	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について（新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム） ・ 多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」として、分野を問わず包括的に相談・支援を行えるような提供体制の必要性を打ち出す
	「第3次健やかいきいき甲府プラン」の策定（甲府市）

年	概要
平成 28 年 (2016 年)	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
	母子保健法の改正 ・出産したあとの母親への「産後ケア事業」の実施を市町村の努力義務とすることや出産後1年以内の母親と乳児を対象に助産師や保健師が心のケアや育児に関する相談を行うほか、「産後ケアセンター」の整備などを盛り込む 自殺対策基本法の改正 ・自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけた上で、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務化
平成 29 年 (2017 年)	社会福祉法の改正（施行は平成 30 年） ・「地域福祉計画」を、福祉の各分野における共通事項を記載する「上位計画」として位置づける
平成 30 年 (2018 年)	生活困窮者自立支援法の改正 ・基本理念の創設及び生活困窮者の定義（就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立、地域社会との関係性、その他の事情により）を明確化 ・自立支援に係る各事業の促進・拡充及び行政の各窓口における自立相談支援事業の利用勧奨をはじめとする支援体制の整備推進
	「健康都市こうふ基本構想」の策定（甲府市）
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	児童福祉法や児童虐待防止法などの改正（施行は令和 2 年） ・親や児童福祉施設の施設長による体罰の禁止や児童相談所の体制強化、虐待をした親への再発防止プログラムの実施を努力義務化 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 ・市町村による「貧困対策計画」の策定を努力義務化
	「健康都市宣言」の制定（甲府市）
令和 2 年 (2020 年)	社会福祉法の改正（施行は令和 3 年） ・市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などを盛り込む
	介護保険法の改正（施行は令和 3 年） ・包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で取組を推進
	「第4次健やかいきいき甲府プラン」の策定（甲府市）
令和 3 年 (2021 年)	重層的支援体制整備事業の施行 ・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施
	障害者差別解消法の改正（施行は令和 6 年） ・事業者による合理的配慮の提供を義務化 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援する旨等を盛り込む
令和 4 年 (2022 年)	障害者総合支援法等一部の改正（施行は令和 6 年） ・地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援を実施
令和 5 年 (2023 年)	「こども家庭庁」の創設、こども基本法の施行 ・全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す
	「障害者基本計画（第5次）」の策定 ・障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を提示
令和 6 年 (2024 年)	「健康日本 21（第三次）」の施行 ・健康寿命の延伸・健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを掲げる
	「第5次健やかいきいき甲府プラン」の策定（甲府市）

2 計画の名称

平成14（2002）年度までは、5分野の個別計画ごとに計画書を作成していましたが、これらの計画は、相互に関連、又は補完するものであり、子どもから高齢者までを対象としていることから、平成15（2003）年度の策定時においては、これらの計画をあわせて、本市における保健福祉に関わる総合的な計画として「健やかいきいき甲府プラン」としました。以降、平成21（2009）年度には、「第2次健やかいきいき甲府プラン」（計画期間：平成22（2010）年度から5年間）を、平成26（2014）年度には、「第3次健やかいきいき甲府プラン」（計画期間：平成27（2015）年度から5年間）を、令和元（2019）年度には、「第4次健やかいきいき甲府プラン」（計画期間：令和2（2020）年度から4年間）を策定する中で、「甲府市総合計画」の基本目標の実現に取り組んで参りました。

本計画の名称は、ますます多様化・複雑化している現在の福祉ニーズに対応した保健福祉施策を総合的に推進するために、前回策定時までの趣旨を継承し、「第5次健やかいきいき甲府プラン」とします。



3 計画の期間

「第4次健やかいきいき甲府プラン」の策定においては、法で計画期間を3年1期と定める計画（「障害者福祉計画」、「障害児福祉計画」、「介護保険事業計画」）に終期を合わせ、計画の期間を令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とし、令和5（2023）年度を一体的な見直し策定の時期としました。

「第5次健やかいきいき甲府プラン」においては、計画の期間を令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とし、令和11（2029）年度に5計画全ての見直し策定を行うこととします。

なお、「甲府市子ども・子育て支援計画」は、法で計画期間を5年1期と定める計画（「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」）から構成されているため、現行計画の期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度、次期計画の期間を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度とします。「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、現行計画の内容を表記しております。

計画名	計画年間に 関する法律 の定め	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		健やかいきいき甲府プラン	—	第3次プラン				第4次プラン				第5次プラン					
甲府市地域福祉推進計画	—	←→				←→				←→							
甲府市保健計画	—	←→				←→				←→							
甲府市障がい者 福祉計画	障害者計画	—	←→				←→				←→						
	障害者福祉計画	3年1期	←→				←→				←→						
	障害児福祉計画	3年1期	←→				←→				←→						
高齢者いきいき 甲府プラン	介護保険事業計画	3年1期	←→				←→				←→						
	高齢者 保健福祉計画	—	←→				←→				←→						
	認知症施策 推進計画	—	←→				←→				←→						
甲府市 子ども・子育て 支援計画	子ども・子育て 支援事業計画	5年1期	←→				←→				←→						
	次世代育成支援 行動計画	5年1期	←→				←→				←→						

福祉保健部内計画策定

保健福祉計画一体的策定

保健福祉計画一体的策定

4 計画の位置づけ

「第5次健やかいきいき甲府プラン」は、本市が総合的・計画的に市政運営を進めるための指針となる最上位計画「第六次甲府市総合計画」及び「人」「地域」「まち」の「健康づくり」に取り組み、「元気Cityこうふ」の実現を目指す「健康都市こうふ基本構想」を基に、関係法令や国、山梨県の関係計画等を踏まえて策定する「地域福祉推進計画」、「保健計画」、「子ども・子育て支援計画」、「障がい者福祉計画」、「高齢者いきいき甲府プラン」の5分野の個別計画で構成します。

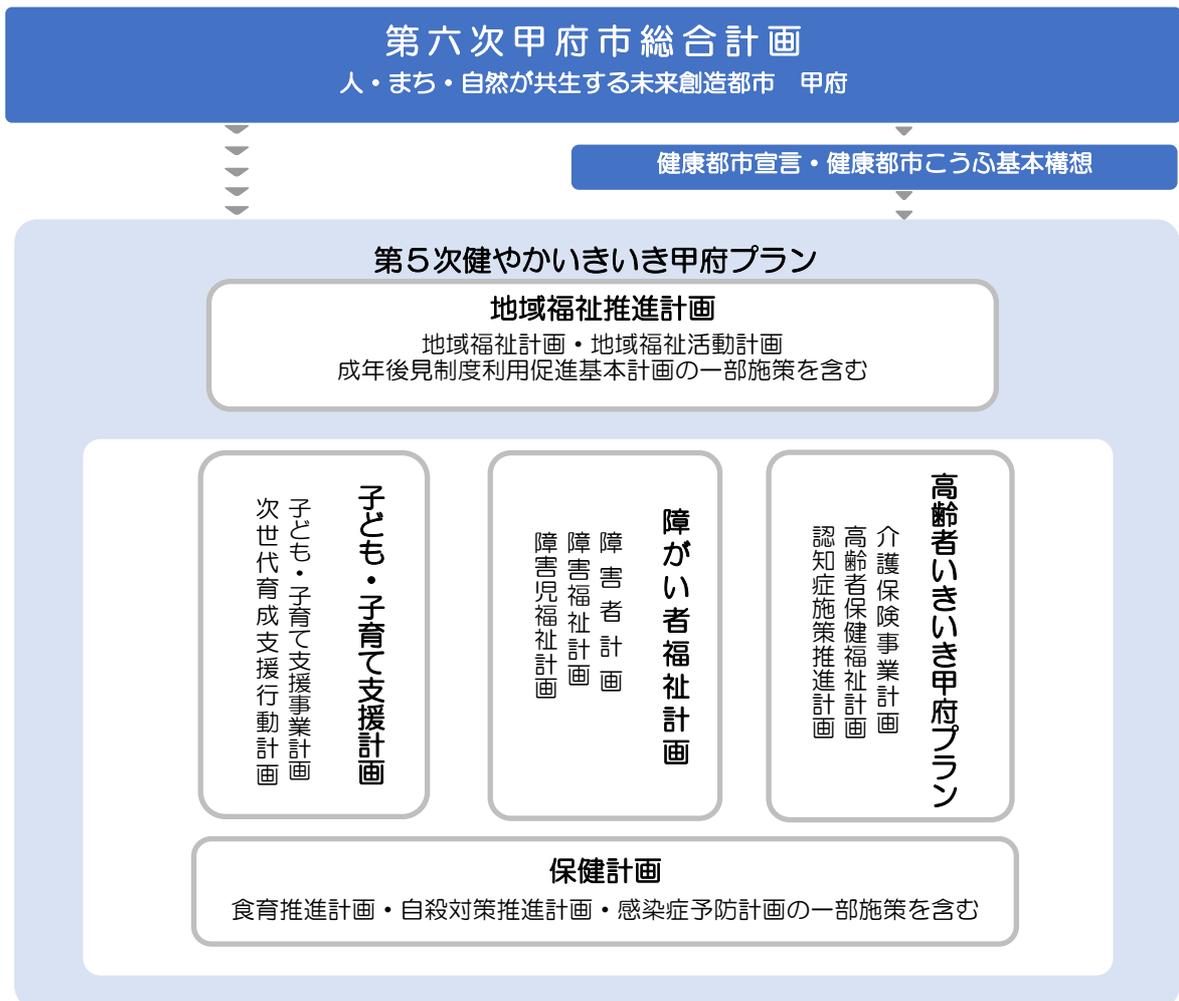
「地域福祉推進計画」は、福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めるとともに、地域における市民の福祉活動を推進するものです。また、「保健計画」は、乳幼児から高齢者までの生活を、健康という観点から支援するものです。これらの2分野の個別計画は、「子ども・子育て支援計画」、「障がい者福祉計画」、「高齢者いきいき甲府プラン」と横断的に連携するものであります。

なお、「地域福祉推進計画」は、本市の「地域福祉計画」と甲府市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）の「地域福祉活動計画」で構成され、「成年後見制度利用促進基本計画」の一部を内包します。「保健計画」は、「食育推進計画」、「自殺対策推進計画」、「感染症予防計画」の一部を内包します。「子ども・子育て支援計画」は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」で構成されます。「障がい者福祉計画」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」で構成されます。「高齢者いきいき甲府プラン」は、「介護保険事業計画」、「高齢者保健福祉計画」、「認知症施策推進計画」で構成されます。

(1) 計画におけるSDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市においては、SDGsの考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定しており、SDGsを積極的に推進しています。



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

健康都市宣言

1. 自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努めます。
1. 家庭や学校での健康教育を通じ、子どもたちの健康づくりに努めます。
1. 地域の人々の交流により仲間意識を高め、地域全体で協働による健康づくりに努めます。
1. 地域と企業が連携し、地域ぐるみで健康に働ける環境づくりに努めます。
1. 良好な生活環境の維持向上を図り、市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現に努めます。

健康都市こうふ基本構想

健康づくりは、多くの人に、日頃の生活習慣を見つめ直し、予防の意識を持ってもらうことから始まります。

「運動(遊び)」や「栄養」、「休養」などの健康に大切な要素を踏まえて、一人ひとりが「身体健康」はもちろん、「心の健康」にも気を配り、地域の活動などで「人」と「人」とのふれあい・交流を深めて、また、生活環境や都市基盤などの「くらしの健康」などを整えて、「健康の好循環」を創り甲府市全体の健康づくりを進めます。

「人」の健康づくり

[一人ひとりが、元気に！(健康意識、生活改善など)]

はつらつとした生活を過ごすためには、健康の意識や知識を身に付けて、規則正しい生活習慣や、定期的な健康診断の受診など、子どもからシニアまでのライフステージに応じた健康づくりの実践が大切です。

「地域」の健康づくり

[地域社会が、元気に！(活動展開、協働など)]

甲府市の強みは人の絆を大切にしている地域活動です。学校や職場、いろいろな場面で活動している諸団体などのつながりを深めて、さらに活発に「人」の健康づくりを応援することが大切です。

「まち」の健康づくり

[甲府市が、元気に！(基盤整備、環境保全など)]

健康な生活には、生活環境や都市基盤などの「くらしの健康」を整えて、良好な市民サービスを安定してお届けする健康長寿なまちづくりが大切です。

5 計画策定の経緯

「健やかいきいき甲府プラン」は、平成15(2003)年度に初めて策定したものです。なお、このプランを構成する5分野の個別計画における経緯は、表のとおりです。

地域福祉に関する計画は、平成16(2004)年度からの「甲府市地域福祉計画」に始まり、今回の計画は5回目となります。

保健福祉に関する計画は、昭和60(1985)年度からの「甲府市市民総合保健計画」に始まり、今回の計画は9回目となります。

児童福祉に関する計画は、平成11(1999)年度からの「甲府市児童育成計画」に始まり、現在、5回目の計画期間中です。

障がい者福祉に関する計画は、昭和60(1985)年度からの「甲府市障害者長期行動計画」に始まり、今回の計画は8回目となります。

高齢者福祉に関する計画は、昭和60(1985)年度からの「甲府市高齢者総合福祉計画」に始まり、今回の計画は11回目(「高齢者いきいき甲府プラン」としては第2次)となります。

計画の期間

年度	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
地域福祉	地域福祉計画 (H16～21)		地域福祉推進 計画 (H22～26)					地域福祉推進 計画 (H27～R1)					地域福祉推進 計画 (R2～5)			地域福祉推進 計画 (R6～11)									
	地域福祉活動計画 (市社協) (H16～21)																								
													成年後見 制度 利用促進 基本計画 (R1～2)			成年後見 制度 利用促進 基本計画 (R3～5)			成年後見 制度 利用促進 基本計画 (R6～8)						
保健	保健計画 (H16～21)		保健計画 (H22～26)					保健計画 (H27～R1)					保健計画 (R2～5)			保健計画 (R6～11)									
			第1次食育推進計画 (H21～25)			第2次食育推進計画 (H26～30)			第3次食育推進計画 (R1～5)			第4次食育推進計画 (R6～11)													
									自殺対策推進計画 (R1～5)			自殺対策推進計画 (R6～11)													
												感染症予防計画 (R6～11)													
児童福祉	次世代育成支援 行動計画 (H16～21)		次世代育成支援 行動計画 (H22～26)					子ども・子育て 支援計画 (H27～R1)					子ども・子育て 支援計画 (R2～6)												
障がい者福祉	障害者福祉計画 (H16～21)		障害者福祉計画 (H22～26)					障がい者 福祉計画 (H27～29)			障がい者 福祉計画 (H30～R2)		障がい者 福祉計画 (R3～5)		障がい者 福祉計画 (R6～8)										
	第1期障害 福祉計画 (H18～20)		第2期障害 福祉計画 (H21～23)		第3期障害 福祉計画 (H24～26)		第4期障害 福祉計画 (H27～29)		第5期障害 福祉計画 (H30～R2)		第6期障害 福祉計画 (R3～5)		第7期障害 福祉計画 (R6～8)												
									第1期障害児 福祉計画 (H30～R2)		第2期障害児 福祉計画 (R3～5)		第3期障害児 福祉計画 (R6～8)												
高齢者福祉	高齢者支 援計画 (H18～20)		高齢者 支援計画 (H21～23)			高齢者 支援計画 (H24～26)			高齢者 支援計画 (H27～29)			高齢者 支援計画 (H30～R2)		高齢者 いきいき 甲府プラン (R3～5)			高齢者 いきいき 甲府プラン (R6～8)								
	第4次高齢者 保健福祉計画 第3次介護 保険事業計画		第5次高齢者 保健福祉計画 第4次介護 保険事業計画			第6次高齢者 保健福祉計画 第5次介護 保険事業計画			第7次高齢者 保健福祉計画 第6次介護 保険事業計画			第8次高齢者 保健福祉計画 第7次介護 保険事業計画		第9次高齢者 保健福祉計画 第8次介護 保険事業計画			第10次高齢者 保健福祉計画 第9次介護 保険事業計画 認知症施策 推進計画								

6 計画の法律根拠

(1) 甲府市地域福祉推進計画

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(2) 甲府市保健計画

この計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画です。

(3) 甲府市子ども・子育て支援計画

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び、次世代育成支援対策推進法第8条第1項を根拠とする行動計画を一体的に策定するものです。

(4) 甲府市障がい者福祉計画

この計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、それぞれ障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画です。

(5) 高齢者いきいき甲府プラン

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画」、また共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」を、老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第7項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第2項の規定に基づき一体的に策定するものです。

7 計画の策定体制

(1) 甲府市社会福祉審議会及び各専門分科会

「第5次健やかいきいき甲府プラン」の策定に際して、中核市移行に伴い設置した甲府市社会福祉審議会において調査審議を行いました。

社会福祉審議会は、各分野における市民・学識経験者による委員16名及び臨時委員で構成され、それぞれが委員長の指名する専門分科会に所属しています。全体会において、本市の保健福祉分野に係る方向性について審議するとともに、プランに含まれる個別計画のうち、今回の策定対象である「甲府市地域福祉推進計画」を「地域福祉専門分科会」において、「甲府市保健計画」を「健康・保健専門分科会」において、「障がい者福祉計画」を「障害者福祉専門分科会」において、「高齢者いきいき甲府プラン」を「高齢者福祉専門分科会」において、それぞれ調査審議を行い、その内容を検討しました。

(2) 甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会

計画の策定に際して、他部局の事業であっても計画に盛り込む必要性があるものについては、当該事業を所掌している部署との協議が必要となるため、関係部署からの意見も踏まえて調査・検討を行う「甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会」を開催しました。

(3) 甲府市保健福祉計画 福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議

計画の内容に際して、所管部局内で重点的に調査・検討・調整を行う「甲府市保健福祉計画 福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議」を開催しました。

(4) 甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局

本市では、社会福祉法第107条に基づき市が策定する「地域福祉計画」と、市社協が策定する「地域福祉活動計画」を、「地域福祉推進計画」として一体的に策定するにあたり、市と市社協で「甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局」を設置しました。

(5) こうふ市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを令和6（2024）年1月15日（月）から2月14日（水）に実施しました。



8 アンケート調査の実施

市民の声を反映し、地域の実情やニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(1) 「地域福祉推進計画」に関するアンケート調査

① アンケート調査の期間：

(市民) 令和5(2023)年7月10日(月)～7月28日(金)

(団体) 令和5(2023)年7月10日(月)～7月28日(金)

② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
一般市民アンケート調査(18歳以上)	3,500件	1,062件	30.3%
関係団体調査 (一般市民とは異なる設問)	1,688件	1,070件	63.4%
合計	5,188件	2,132件	41.1%

(2) 「保健計画」に関するアンケート調査

① アンケート調査の期間：令和5(2023)年7月10日(月)～7月28日(金)

② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
一般市民アンケート調査(18歳以上)	3,500件	1,062件	30.3%

※「地域福祉推進計画」と「保健計画」に関するアンケート調査は、一体的に実施しました。

(3) 「子ども・子育て支援計画」に関するアンケート調査

(3) -1 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- ① アンケート調査の期間：令和6（2024）年2月12日（月）～3月4日（月）
- ② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	2,000件	1,025件	51.3%
小学生のいる世帯	1,500件	807件	53.8%
合計	3,500件	1,832件	52.3%

(3) -2 甲府市次世代育成支援に関するアンケート調査

アンケート調査の期間：令和6（2024）年度に実施予定

(4) 「障がい者福祉計画」に関するアンケート調査

- ① アンケート調査の期間：令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）
- ② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
障がい等をお持ちの人	1,268件	499件	39.4%

(5) 「高齢者いきいき甲府プラン」に関するアンケート調査

(5) -1 「高齢者いきいき甲府プラン」に関するアンケート調査

- ① アンケート調査の期間：令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）
- ② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
要支援・要介護認定者を除く 65歳以上の高齢者	1,100件	579件	52.6%

(5) -2 甲府市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ① アンケート調査の期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
65歳以上の一般高齢者、 総合事業対象者及び要支援認定者	3,000件	2,021件	67.4%

(5) -3 甲府市介護サービス利用者満足度調査

- ① アンケート調査の期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
65歳以上の要支援・要介護認定者の うち、在宅サービス利用者	2,000件	970件	48.5%

(5) -4 甲府市介護サービス利用状況調査

- ① アンケート調査の期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
65歳以上の要支援・要介護認定者の うち、在宅サービス利用者以外	1,000件	445件	44.5%

(5) -5 甲府市在宅介護実態調査

- ① アンケート調査の期間：
令和4（2022）年12月15日（木）～令和5（2023）年1月31日（火）
② アンケート調査の対象者等

対象者区分	配布数	回収数	回収率
在宅で生活している要介護認定を 受けている人のうち、更新申請に伴う 認定調査を受けた人	1,700件	1,097件	64.5%

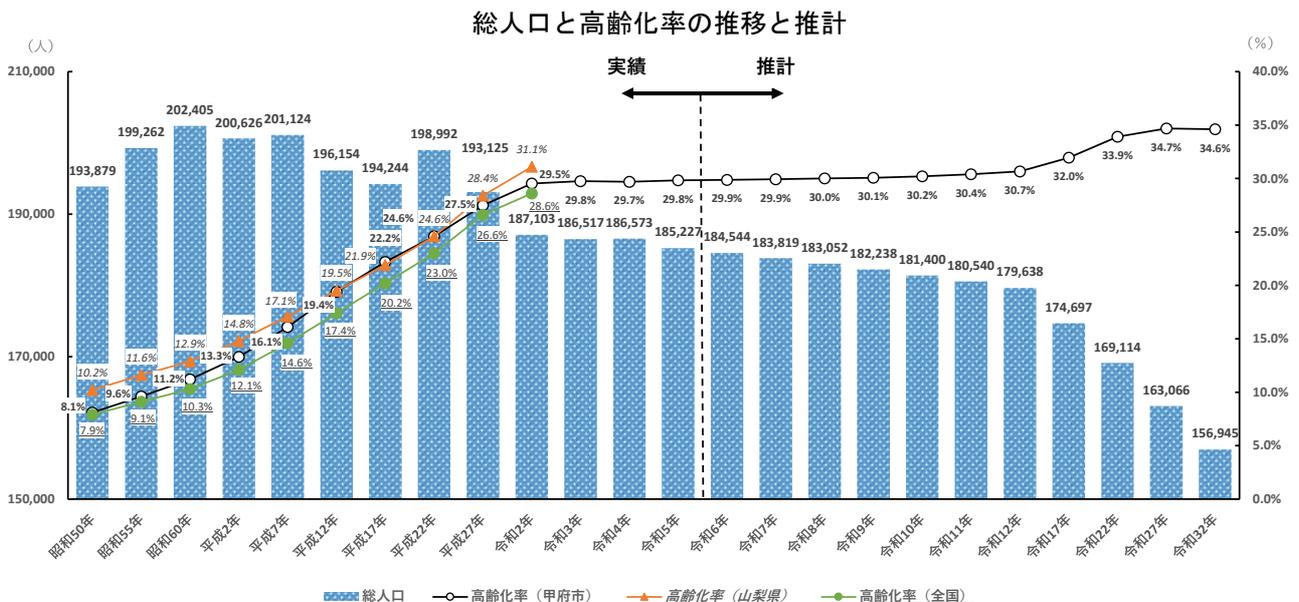
第2章 本市の福祉を取り巻く現状と推移

1 人口等の推移

(1) 総人口及び高齢化率の推移と推計

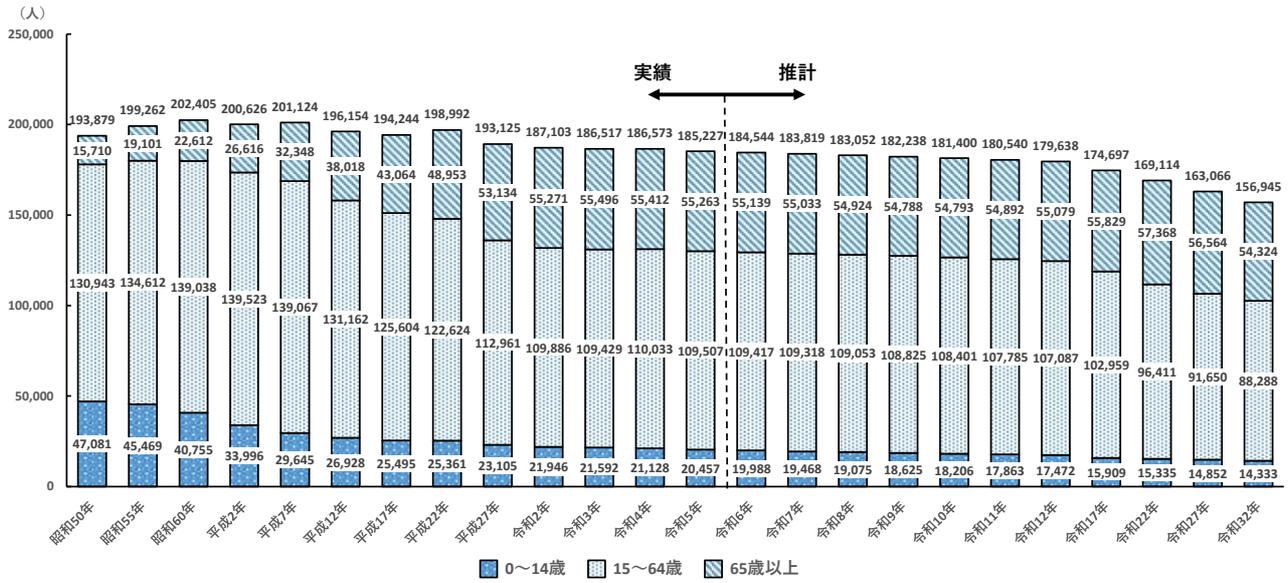
本市の総人口は、昭和 60（1985）年に 200,000 人を超え、ピークを迎えました。平成 2（1990）年以降減少に転じ、増減を繰り返しながら、平成 22（2010）年で約 199,000 人まで回復しましたが、その後、減少が続き、令和 5（2023）年で 185,227 人となっています。

年齢 3 区分で見ると、0 歳から 14 歳の年少人口は、昭和 50（1975）年で 47,081 人でありましたが、令和 5（2023）年では 20,457 人と 48 年間で 26,624 人減少し、半数以下となっています。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 2（1990）年の 139,523 人をピークに令和 5（2023）年では 109,507 人と 33 年間で 30,016 人減少しています。一方で 65 歳以上の老年人口は、昭和 50（1975）年で 15,710 人でありましたが、令和 5（2023）年で 55,263 人と 48 年間で 39,553 人増加し、3.5 倍となっています。高齢化率も平成 17（2005）年で 22.2% と超高齢化社会の 21.0% を超え、令和 5（2023）年で 29.8% と約 3 人に 1 人が高齢者となっています。



資料：国勢調査（昭和 50（1975）年～令和 2（2020）年）
住民基本台帳（令和 3（2021）年～令和 5（2023）年（各年 10 月 1 日））
令和 6（2024）年以降は福祉保健部において算出した推計値
※国勢調査では「年齢不詳」人口があるため年齢 3 区分の合計が総人口と合わない場合があります。
※平成 22（2010）年以降は旧中道町と旧上九一色村北部を含みます。

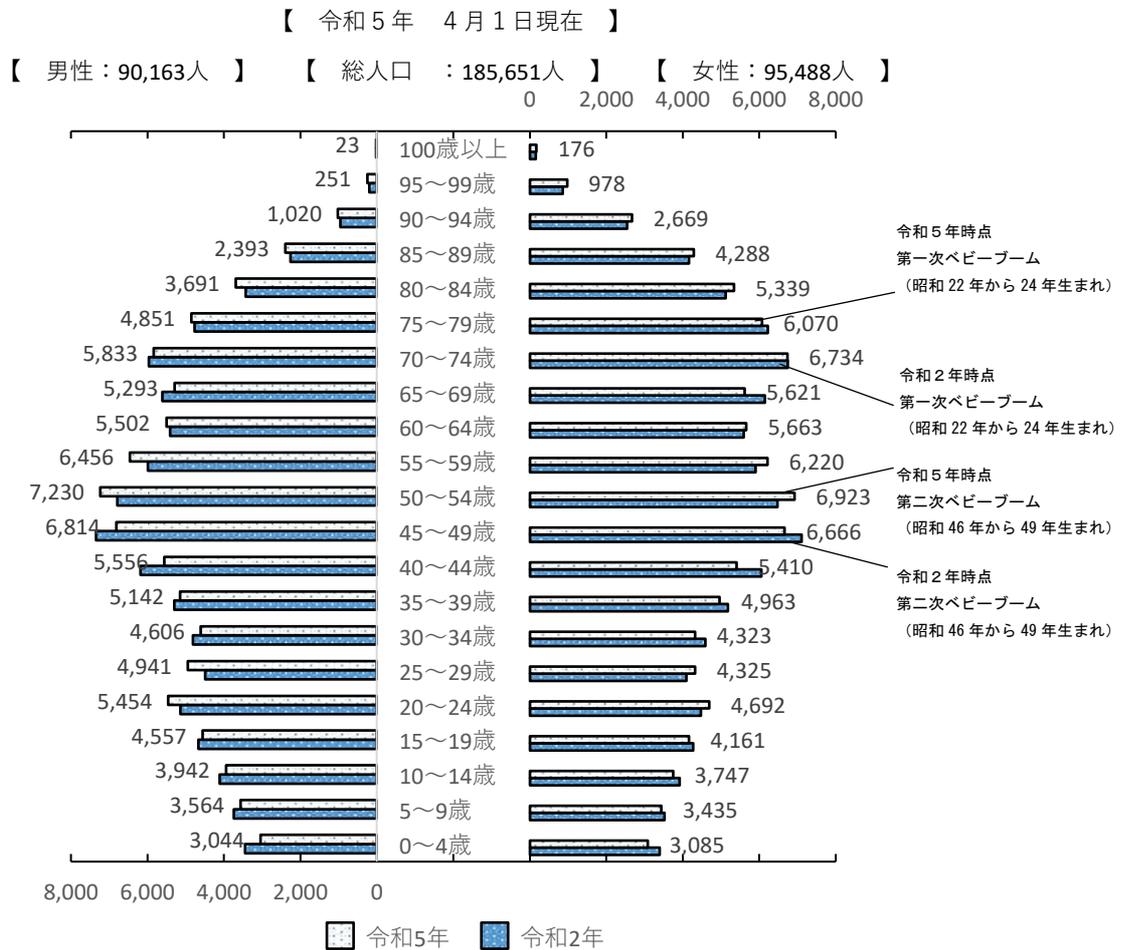
年齢3区分別人口の推移と推計



資料：国勢調査（昭和50（1975）年～令和2（2020）年）
 住民基本台帳（令和3（2021）年～令和5（2023）年（各年10月1日））
 令和6（2024）年以降は福祉保健部において算出した推計値
 ※国勢調査では「年齢不詳」人口があるため年齢3区分の合計が総人口と合わない場合があります。
 ※平成22（2010）年以降は旧中道町と旧上九一色村北部を含みます。

(2) 人口年齢構成の比較

本市の人口ピラミッドは、令和2（2020）年と令和5（2023）年を比較すると、30歳から49歳以下の男性、女性ともに令和2（2020）年に比べ減少しており、子どもを生き育てられる世代の人口が減少することに加え、未婚化、晩婚化、晩産化により少子化の問題が更に深刻な状況となることが予測されます。一方、80歳以上の世代は、男性、女性ともに令和2（2020）年に比べ増加しています。今後、後期高齢者となる第一次ベビーブームの世代が増加し、健康寿命や平均寿命の延伸により、更に後期高齢者の減少が鈍化することが予測される中、老年人口を支える生産年齢人口や年少人口が減少することで、医療や介護など社会保障費の費用が増大するとともに、支える世代の負担増が懸念されます。

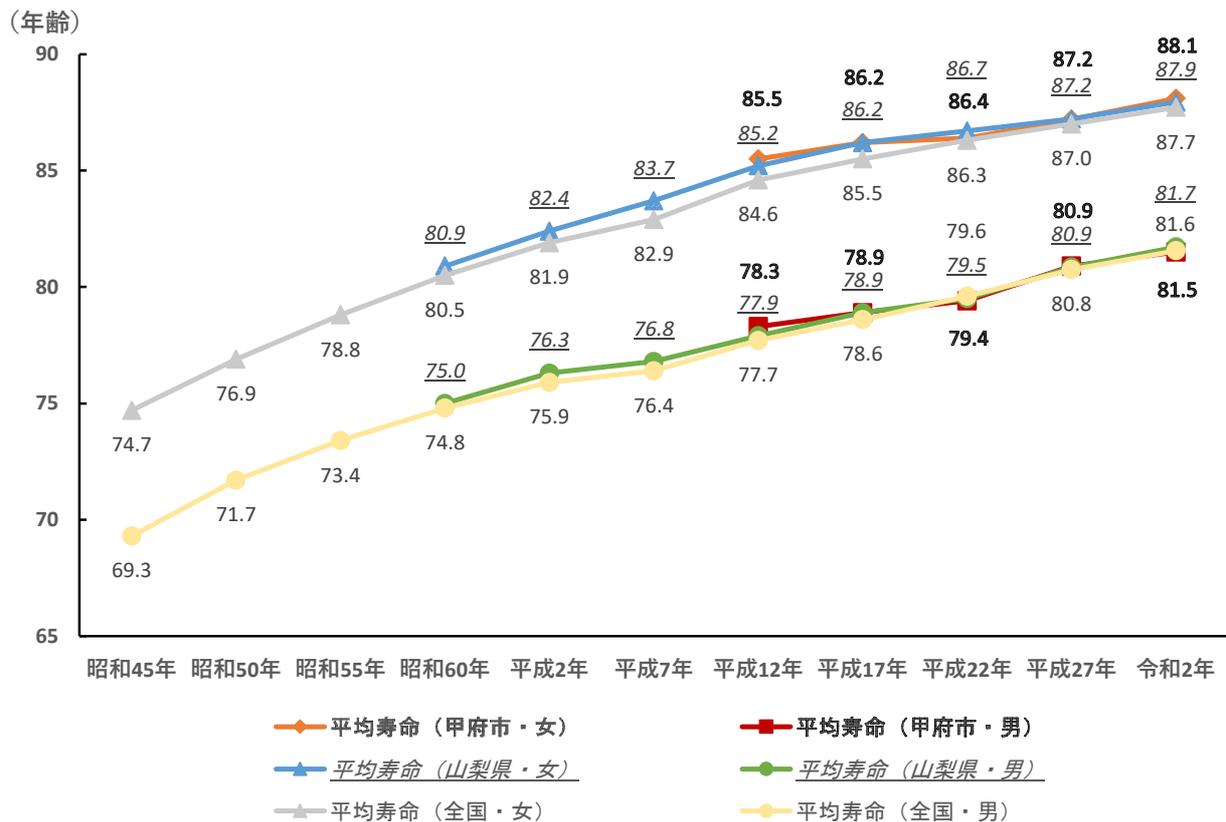


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 平均寿命

本市の平均寿命は、国、山梨県と同様に増加傾向で推移しています。令和2（2020）年に、男性が81.5歳、女性が88.1歳で、男性は国・山梨県と同等であり、女性は国・山梨県より高くなっています。

性別の平均寿命の甲府市、山梨県、国の推移



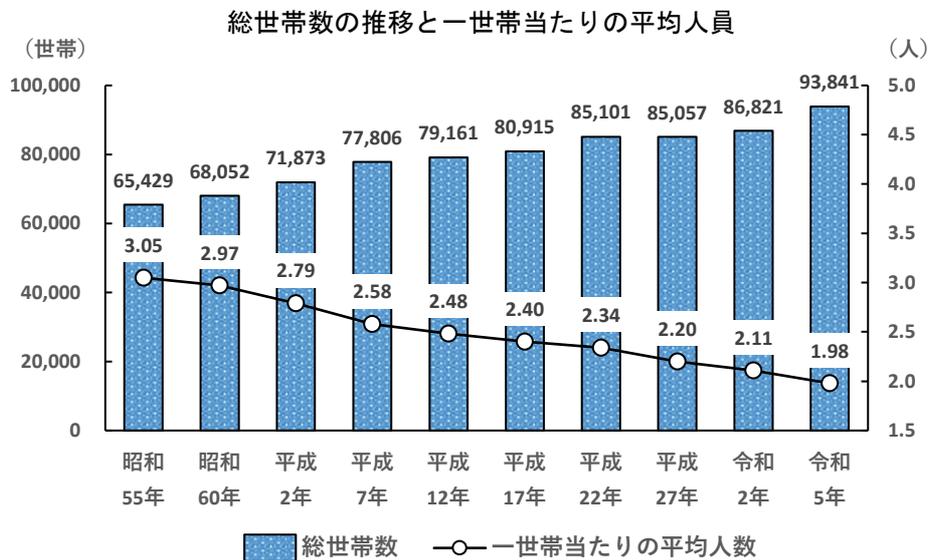
資料：国：完全生命表、山梨県：都道府県別生命表、甲府市：市区町村別生命表（ともに厚生労働省）

(4) 世帯数の推移

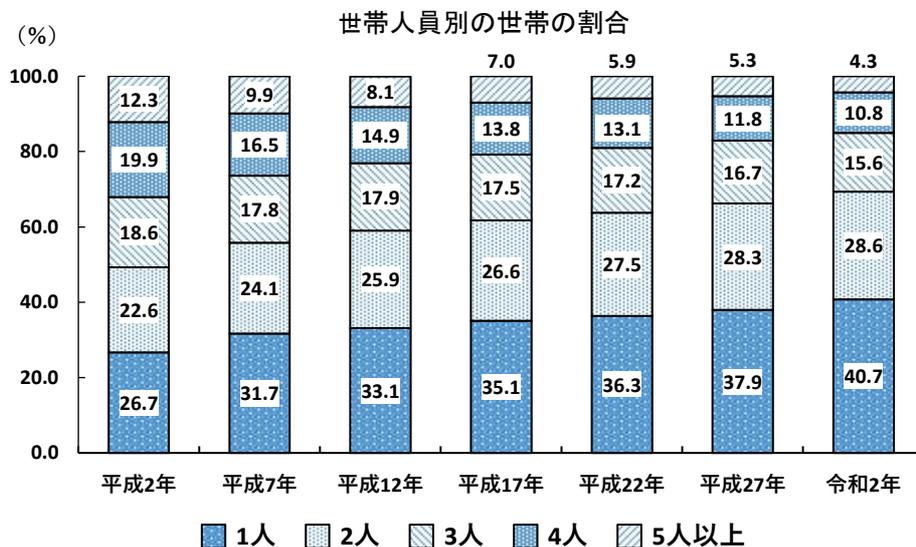
本市の世帯数は、昭和55（1980）年に65,429世帯であったものが、令和5（2023）年には93,841世帯と28,412世帯の増加となっています。また、世帯数の増加により一世帯当たりの平均人数は減少しており、昭和55（1980）年の3.05人から令和5（2023）年には1.98人となっており、核家族化傾向がみられます。

世帯状況では、「3人」以上の世帯は減少傾向で推移していますが、「1人」及び「2人」の世帯が増加傾向にあり、令和2（2020）年においては「1人」及び「2人」の世帯の構成比合計が69.3%まで増加しています。

このような推移を踏まえ、核家族化、世帯分離化の進行と高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の増加傾向は、今後も継続していくとみられます。



資料：昭和50（1975）年～令和2（2020）年は国勢調査（各年10月1日）
令和5（2023）年は住民基本台帳（4月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）

(5) 児童人口の推移

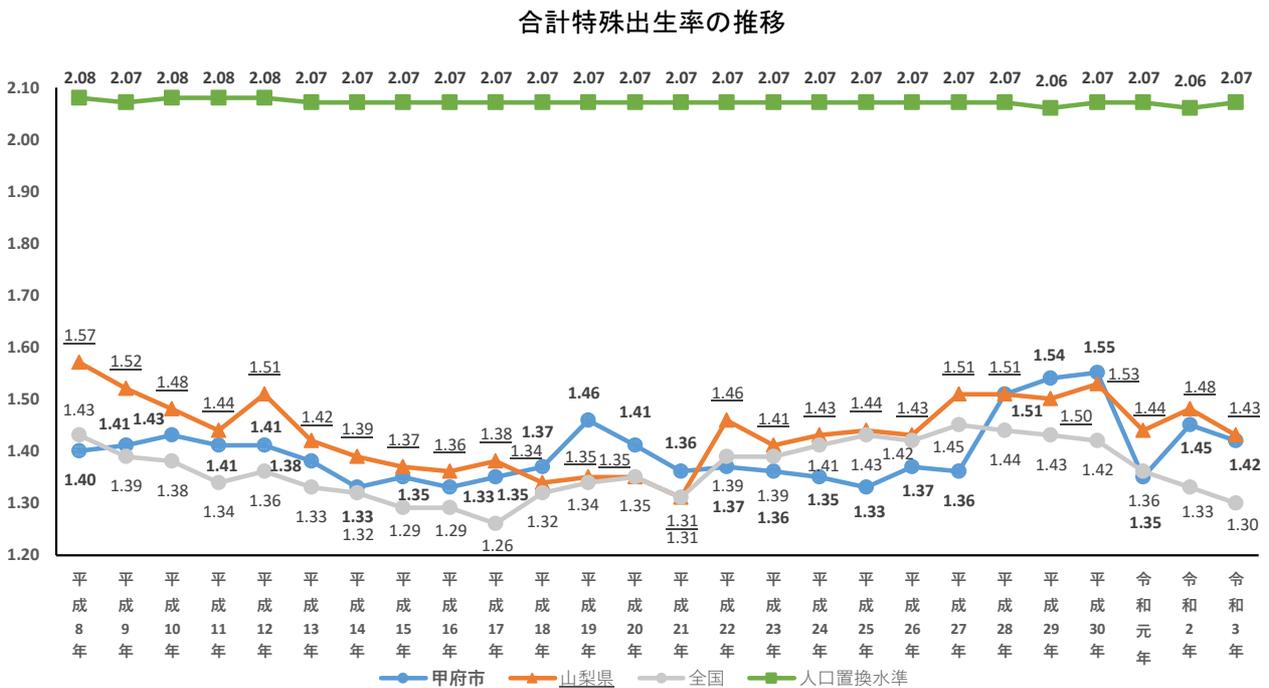
本市の18歳未満の児童数は、昭和55(1980)年に54,608人であったものが、以降減少し、令和5(2023)年には25,721人となり、28,887人(52.9%)の減少となっています。



資料：昭和55(1975)年～令和2(2020)年は国勢調査(各年10月1日)
令和5(2023)年は住民基本台帳(4月1日)

(6) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成22(2010)年以降全国を下回っていましたが、平成28(2016)年で全国を上回り、令和3(2021)年でも1.42と全国を上回って推移しています。



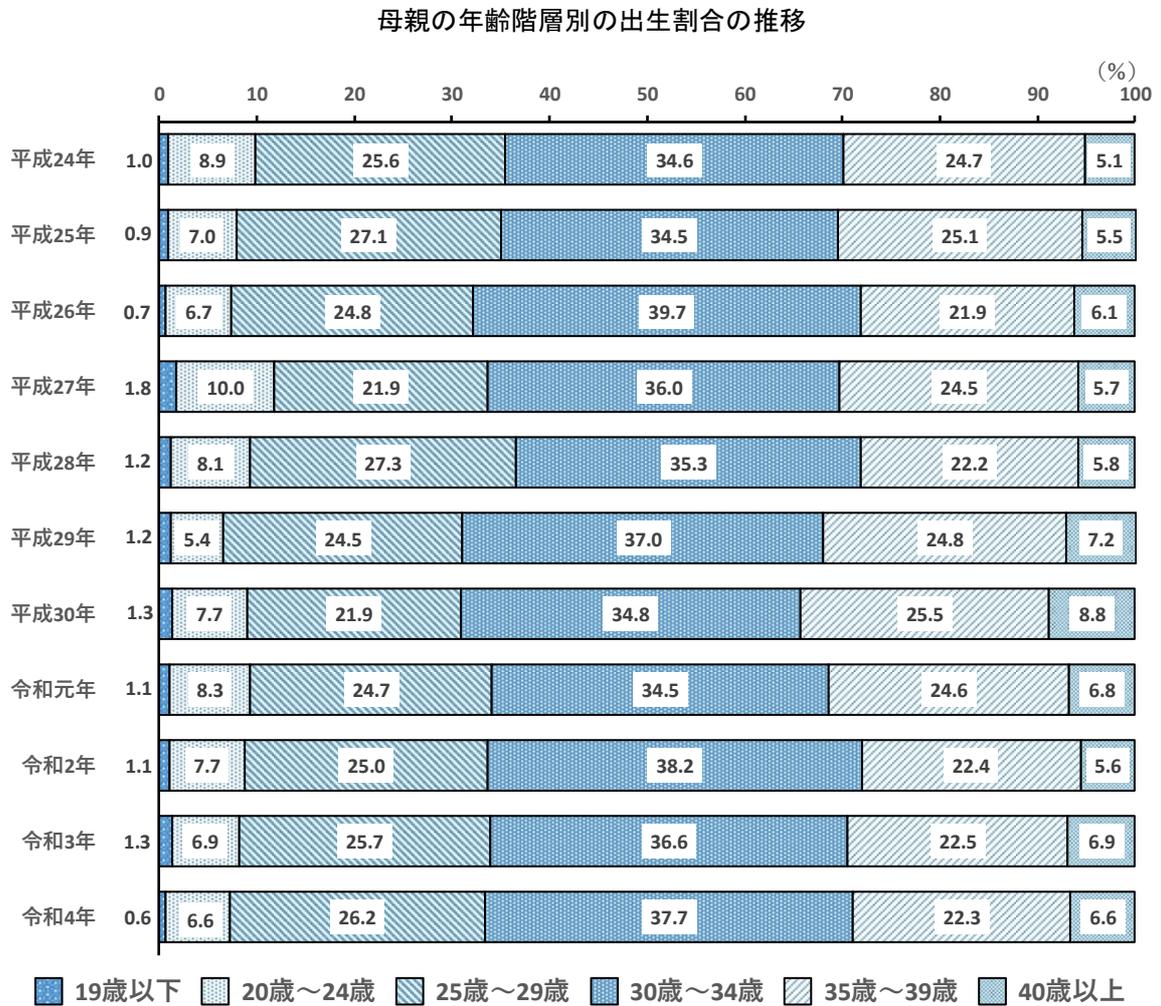
人口置換水準：ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準

資料：甲府市は甲府市保健衛生統計、山梨県・全国は人口動態統計(厚生労働省)、

人口置換水準は人口統計資料集(国立社会保障・人口問題研究所)

(7) 母親の年齢階層別の出生割合の推移

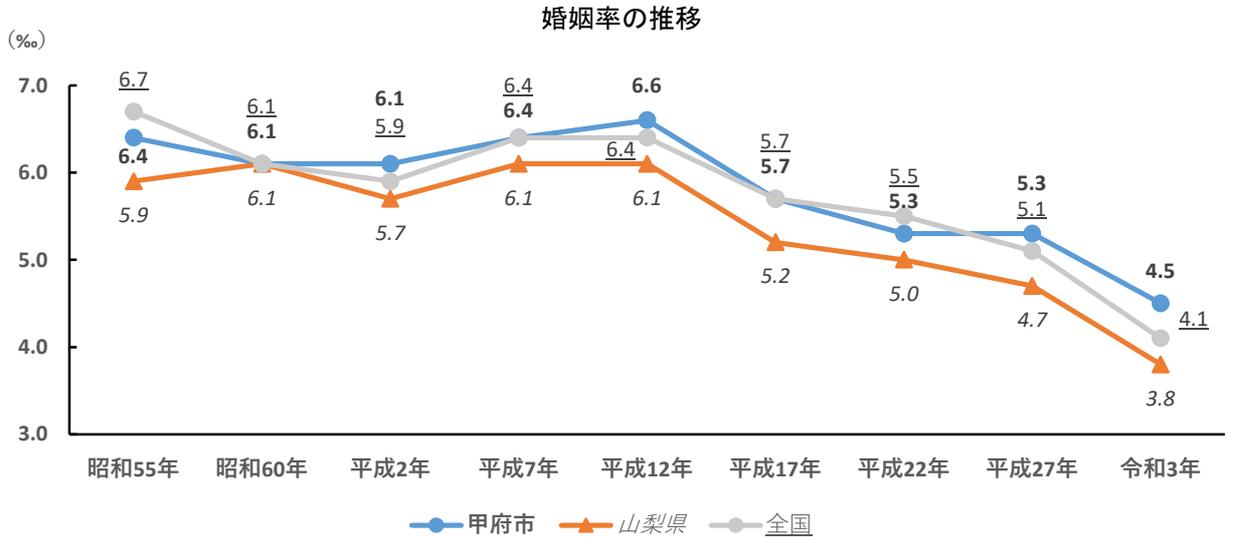
本市の年齢階層別出生割合の推移をみると、20～24歳代が減少傾向にあり、35歳以上が30%前後で推移しています。



(8) 婚姻等の状況

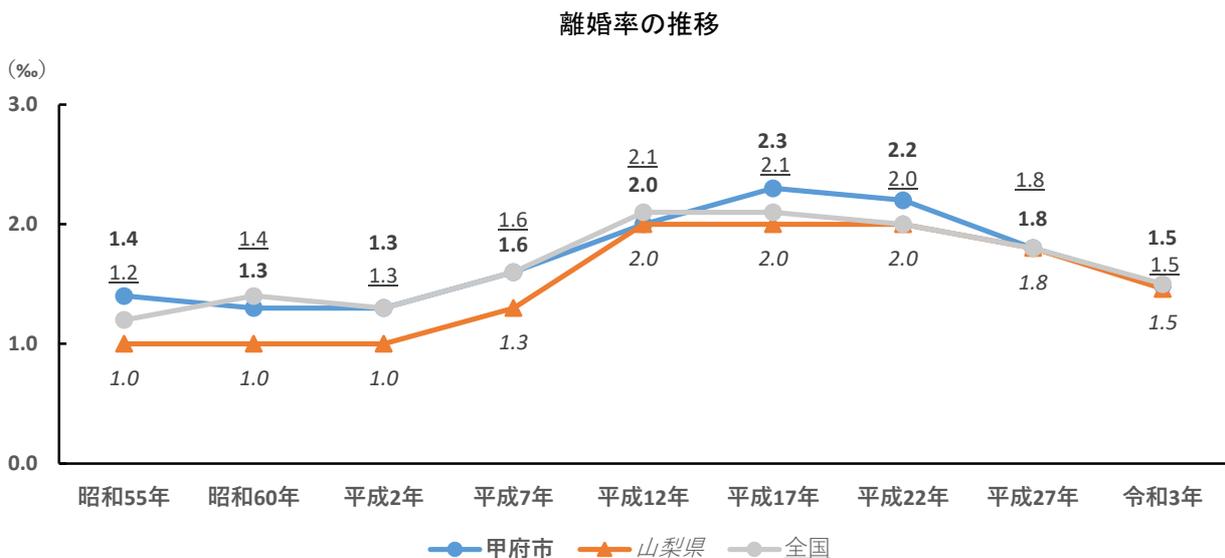
① 婚姻率の推移

本市の婚姻率は、昭和 55（1980）年に 6.4‰であり、その後は増減を繰り返しながら緩やかに減少傾向にあり、令和3（2021）年には 4.5‰となっています。



② 離婚率の推移

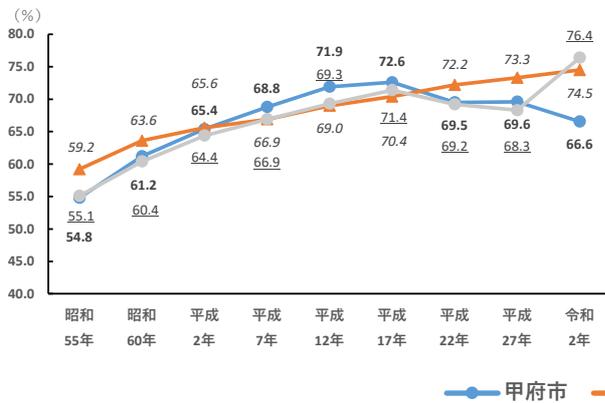
本市の離婚率は、平成 12（2000）年から 22（2010）年までは 2.0‰を超え、平成 17（2005）年の 2.3‰をピークとしましたが、その後下降傾向にあり、令和 3（2021）年には国や山梨県と同じ割合の 1.5‰となっています。



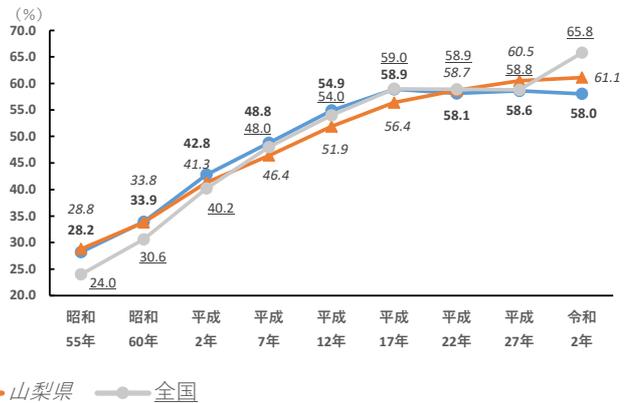
③ 未婚者割合の推移

本市の未婚者割合は、令和2（2020）年の「25歳～29歳」では、男性が66.6%、女性は58.0%でどちらも国や山梨県より低くなっており、「30歳～34歳」では、男性が43.5%、女性は31.3%でどちらも国や山梨県より低くなっています。男女ともに平成17（2005）年まで増加傾向にありましたが、平成22（2010）年以降減少傾向にあります。「30歳～34歳」で男性は約4割、女性は約3割が未婚者で晩婚化による晩産化それに伴う少子化の進行が予測されます。

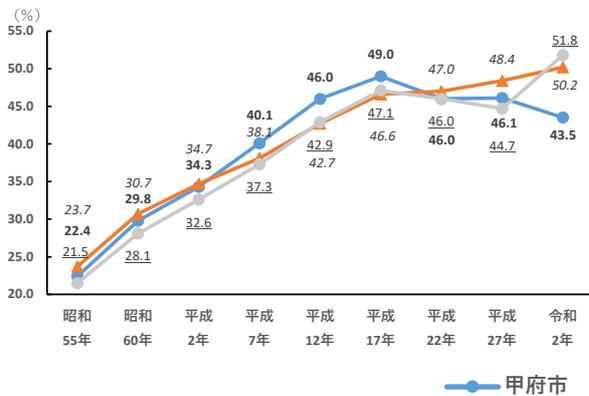
男性 25 歳～29 歳の未婚者割合



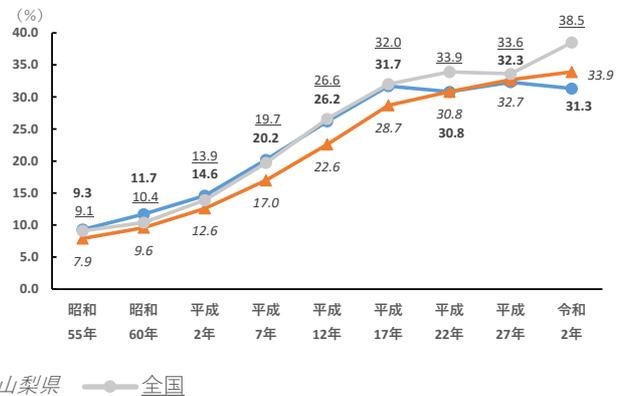
女性 25 歳～29 歳の未婚者割合



男性 30 歳～34 歳の未婚者割合



女性 30 歳～34 歳の未婚者割合



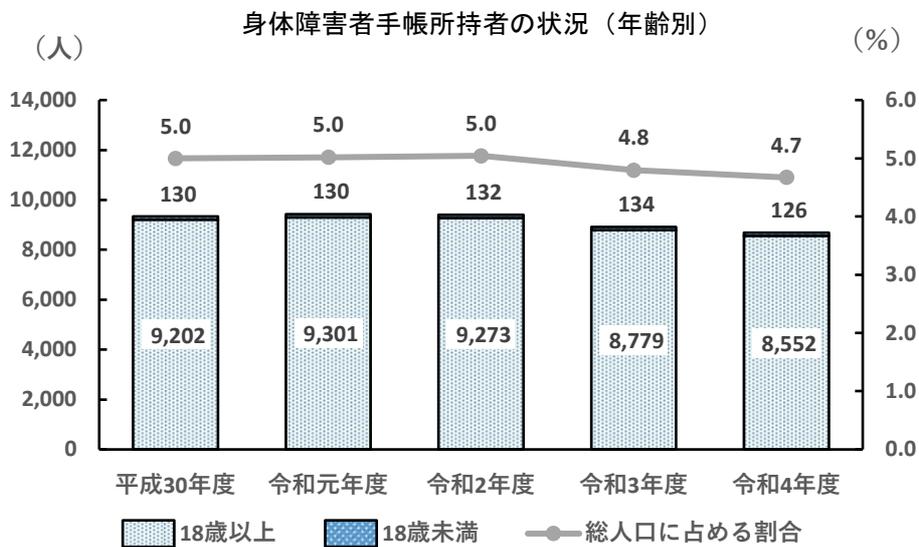
資料：国勢調査（各年10月1日）

(9) 障害者手帳所持者数の推移

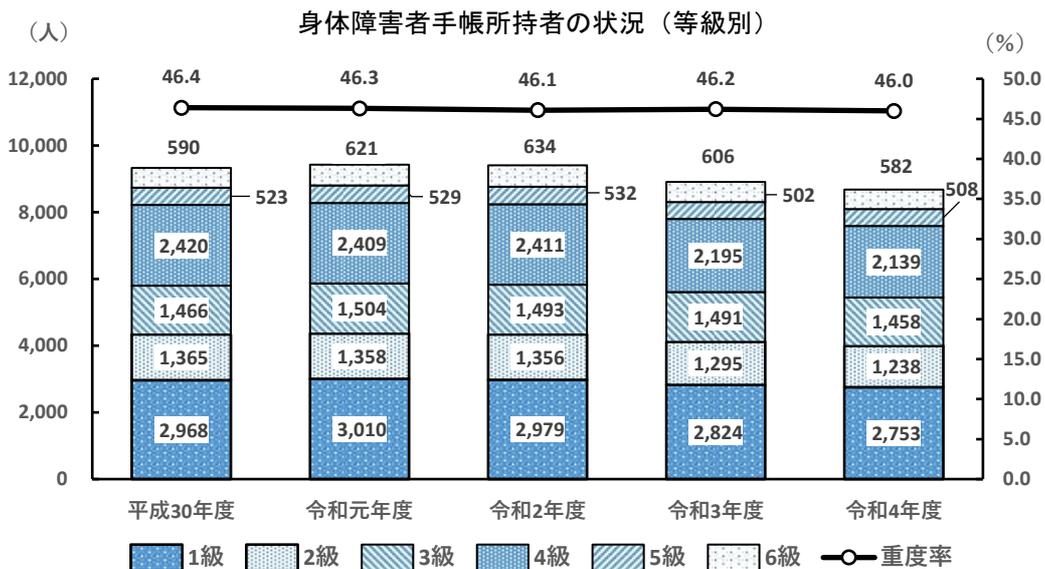
① 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元（2019）年度に増加し、以降は減少傾向となっています。令和4（2022）年度は8,678人となっており、本市の総人口に対して4.7%を占めています。

等級別にみると、令和4（2022）年度では、1級が2,753人と最も多く、次いで4級の2,139人、3級の1,458人、2級の1,238人となっており、重度（1級及び2級）率は46.0%となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）、人口は年度の住民基本台帳（各年度末）



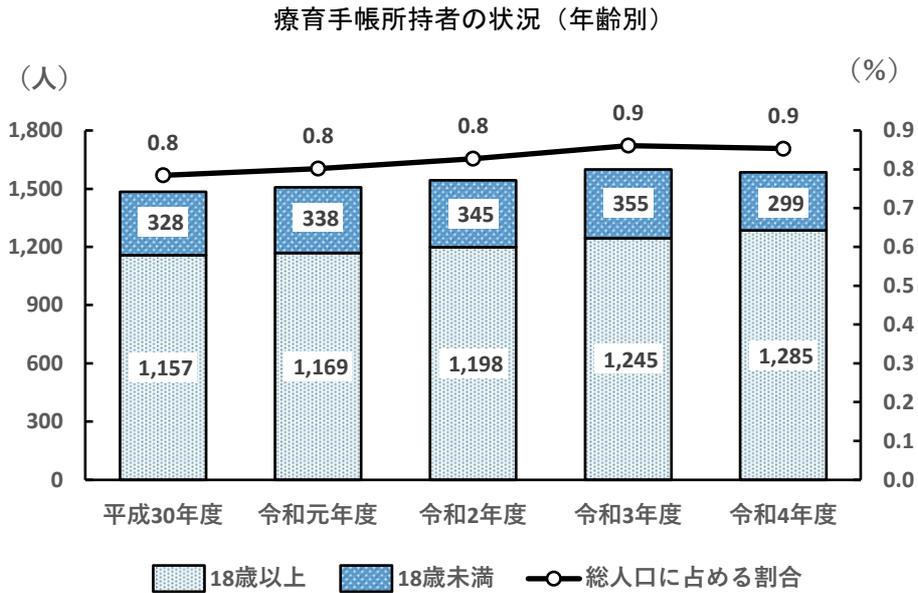
※重度率＝1級及び2級の重度の人が総数に占める割合

資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

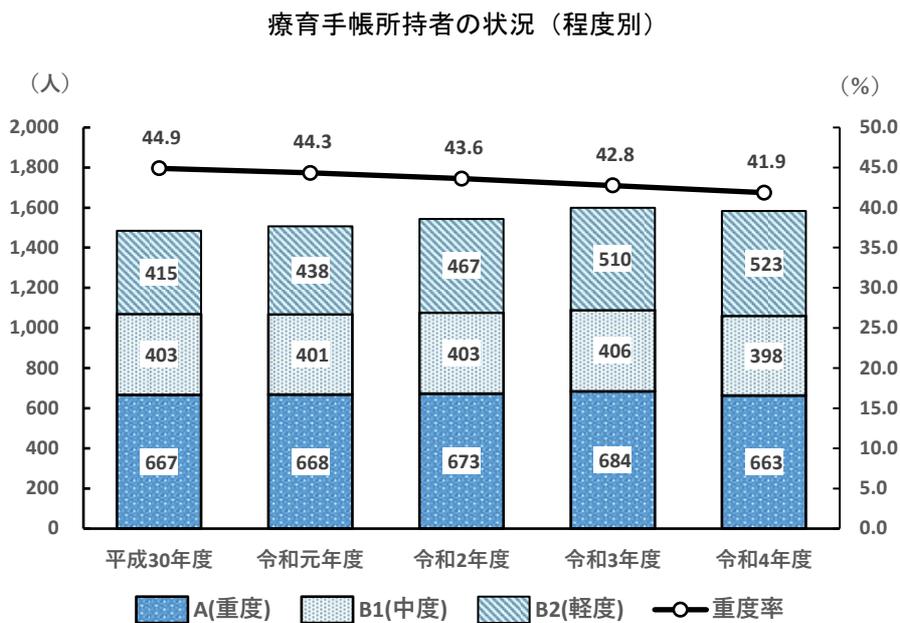
② 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4（2022）年度は 1,584 人と本市の総人口に対して 0.9%を占めています。

程度別にみると、令和4（2022）年度では、「A（重度）」が663人と最も多くなっており、次いで「B2（軽度）」が523人、「B1（中度）」が398人となっています。重度率は減少傾向となっており、令和4（2022）年度は 41.9%となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）、人口は年度の住民基本台帳（各年度末）



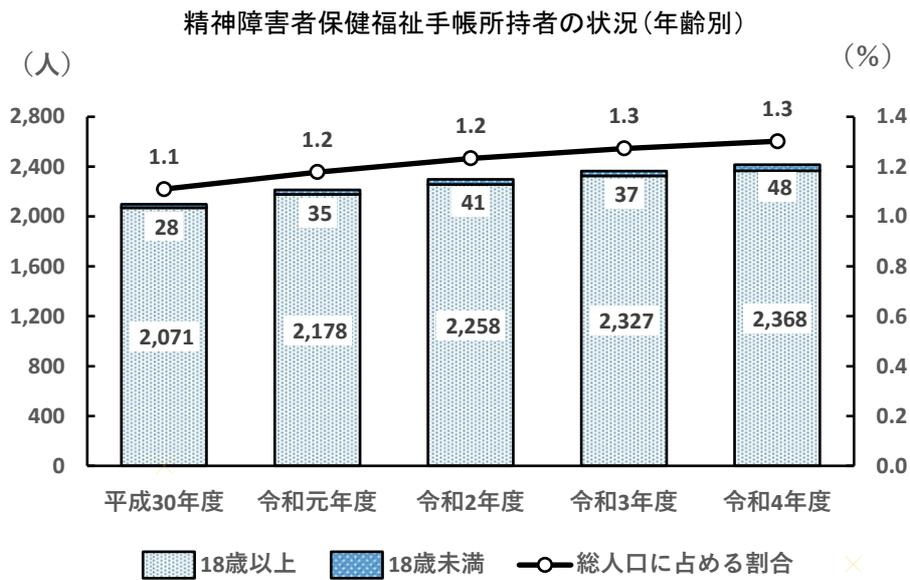
※重度率＝A（重度）の人が総数に占める割合

資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

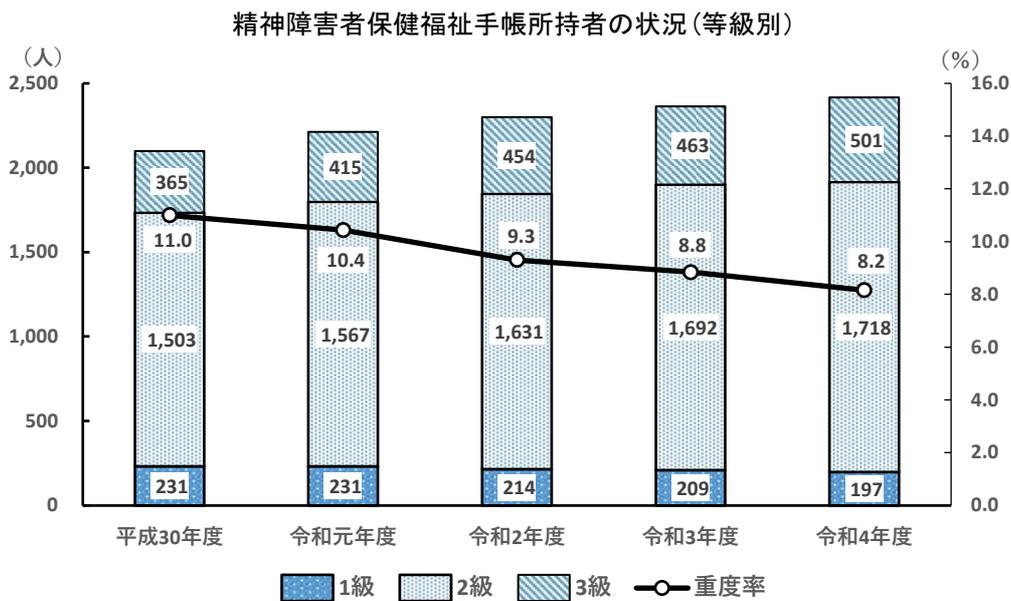
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4（2022）年度は 2,416 人となっており、本市の総人口に対して 1.3%を占めています。

等級別にみると、令和4（2022）年度では、「2級」が 1,718 人と最も多く、次いで「3級」が 501 人、「1級」が 197 人となっています。重度（1級）率は、減少傾向で推移し、令和4（2022）年度は 8.2%となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）、人口は年度の住民基本台帳（各年度末）



※重度率＝1級の人が総数に占める割合

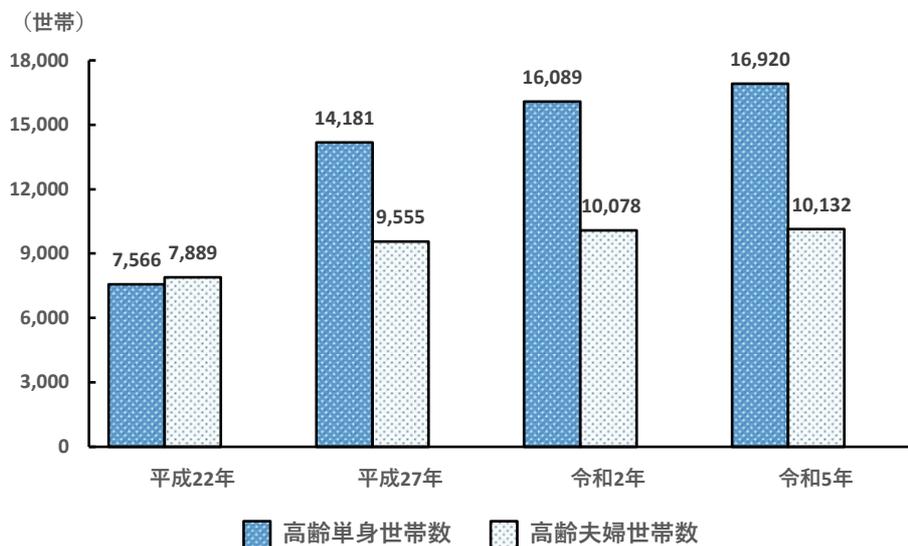
資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

(10) 高齢者の状況

① 高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数の推移

高齢単身世帯数は、平成22(2010)年と比較して、令和5(2023)年は約2.2倍の16,920世帯で急激に増加しており、地域の中で孤立しないよう見守りなど周囲の支援が求められることがうかがえます。また、高齢夫婦世帯数は、平成22(2010)年と比較して令和5(2023)年は1.3倍の10,132世帯となっており、今後、高齢単身世帯も含め、認知症対応や老々介護、移動などに対する支援が求められることがうかがえます。

高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移



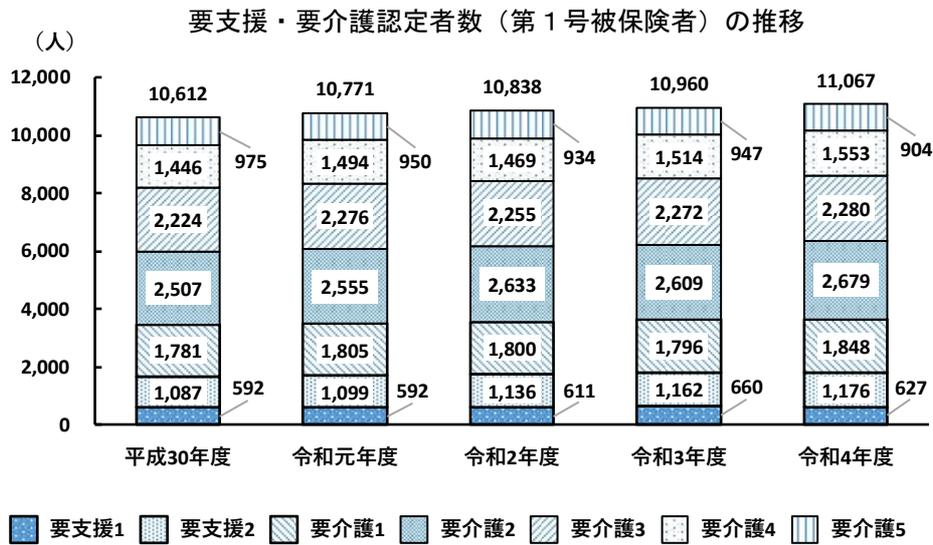
※高齢単身世帯数：65歳以上の一人のみの一般世帯数

高齢夫婦世帯数：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯数

資料：山梨県高齢者福祉基礎調査

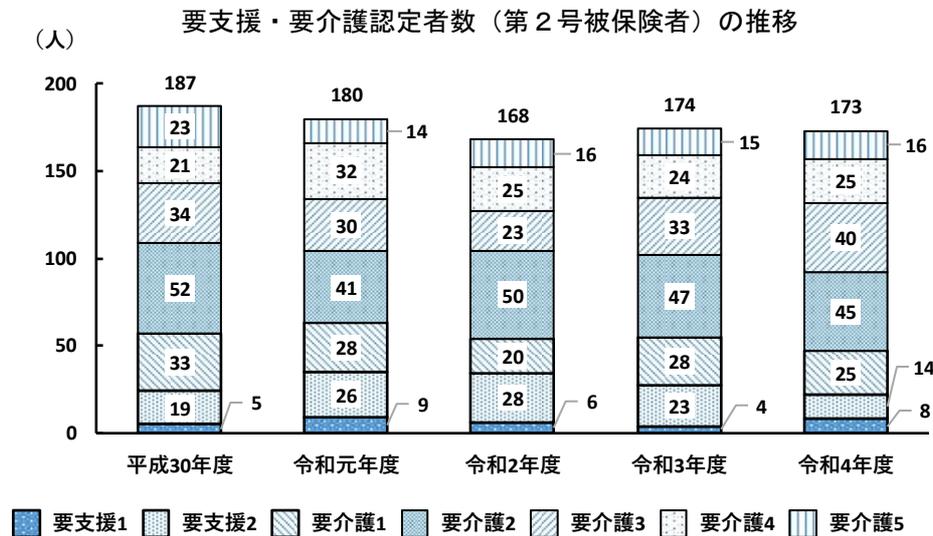
② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、第1号被保険者は平成30(2018)年度と令和4(2022)年度を比較して、1.04倍の11,067人となっており、施設入所が可能な要介護3以上の認定者数は1.02倍の4,737人となっています。第2号被保険者では令和4(2022)年で173人となっており、令和2(2020)年以降は170人前後で横ばい状態となっています。



※第1号被保険者：65歳以上の人を対象で、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

資料：介護保険事業状況報告（各年度10月1日）

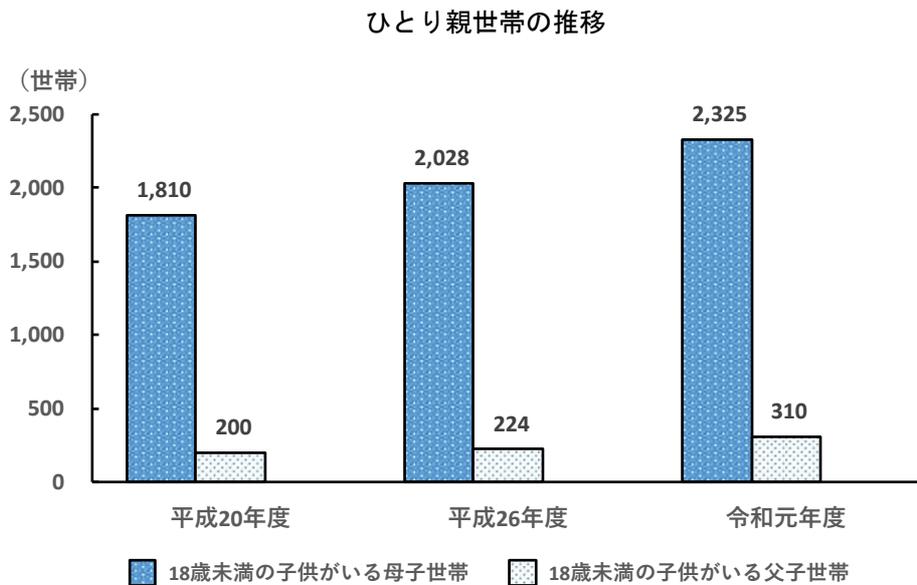


※第2号被保険者：40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者が対象で、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

資料：介護保険事業状況報告（各年度10月1日）

(11) ひとり親家庭の状況

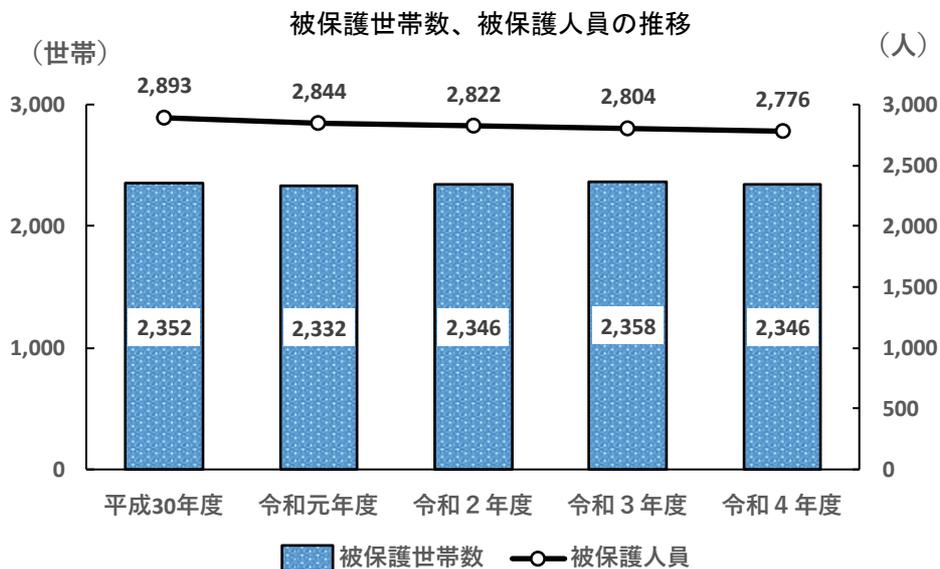
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成26（2014）年度に2,000世帯を超え、令和元（2019）年度では2,325世帯と増加しています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成26（2014）年度の224世帯から増加し、令和元（2019）年度で310世帯となっています。



資料：山梨県ひとり親家庭実態調査

(12) 生活保護の状況

被保護世帯数は横ばい、被保護人員は減少傾向にあり、令和4（2022）年度の被保護世帯数は2,346世帯、被保護人員は2,776人となっています。



資料：生活福祉課調べ（各年度平均）

2 福祉関係経費の推移

(1) 支出総額の推移

本市一般会計決算における福祉関係経費の支出総額は、平成22（2010）年度に約249億8,497万円であったものが、令和4（2022）年度には約429億4,316万円となり、この13年間で179億5,819万円の増加で約1.7倍となり、福祉関係経費は伸びています。

また、一般会計の総額に占める割合も、約34.7%から約48.6%と13.9ポイント上昇するなど増加しています。

※一般会計とは、教育・福祉・土木などの基本的な行政運営の経費に関する経理

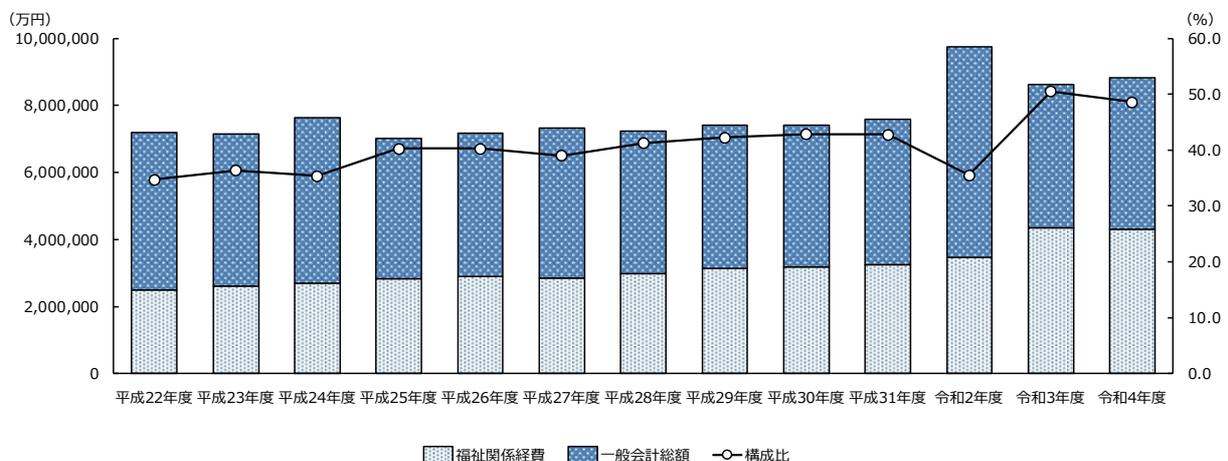
一般会計の支出額

(単位：万円)

年度	一般会計総額	伸率	福祉関係経費	伸率	構成比
平成22年度	7,194,881	0.0%	2,498,497	16.3%	34.7%
平成23年度	7,152,333	-0.6%	2,603,028	4.2%	36.4%
平成24年度	7,622,057	6.6%	2,697,069	3.6%	35.4%
平成25年度	7,016,315	-7.9%	2,825,485	4.8%	40.3%
平成26年度	7,175,040	2.3%	2,888,848	2.2%	40.3%
平成27年度	7,315,635	2.0%	2,853,436	-1.2%	39.0%
平成28年度	7,244,967	-1.0%	2,991,827	4.8%	41.3%
平成29年度	7,415,743	2.4%	3,134,153	4.8%	42.3%
平成30年度	7,408,915	-0.1%	3,175,160	1.3%	42.9%
令和元年度	7,598,662	2.6%	3,251,768	2.4%	42.8%
令和2年度	9,746,505	28.3%	3,456,927	6.3%	35.5%
令和3年度	8,614,221	-11.6%	4,353,822	25.9%	50.5%
令和4年度	8,829,360	2.5%	4,294,316	-1.4%	48.6%

※「第2次健やかいきいき甲府プラン」計画初年度の平成22年度から記載しています。

一般会計の支出額の推移



特別会計における介護保険事業の費用は、平成22(2010)年度の約142億721万円から令和4(2022)年度には約213億3,197万円となり、平成22(2010)年度から約1.5倍で約71億2,476万円増加しました。また、国民健康保険事業が令和3(2021)年度より、福祉保健部所管となったことから、福祉関係経費合計は、平成22(2010)年度の約162億1,421万円から令和4(2022)年度には約423億5,219万円と約2.6倍で約261億3,798万円増加しています。

※特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入をもって特定の支出に充てる場合の経理

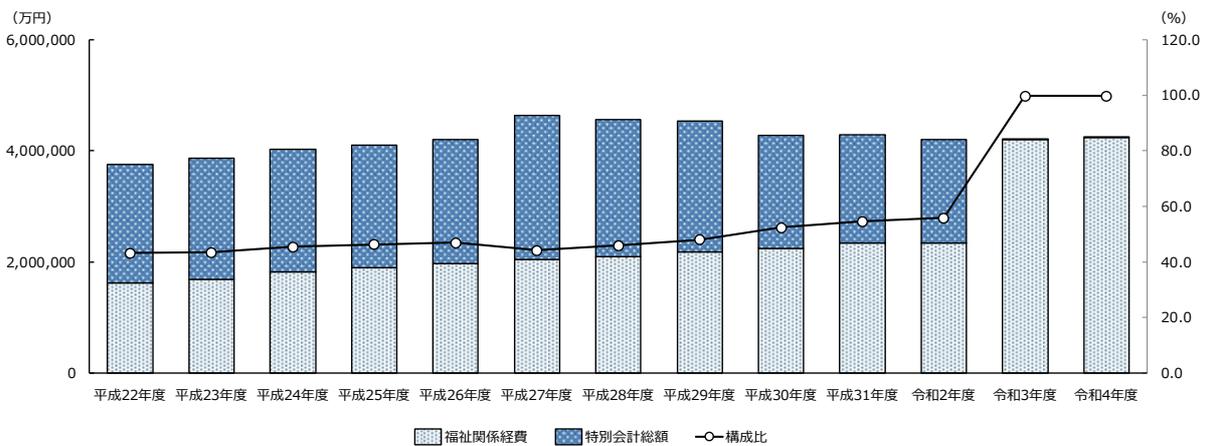
特別会計の支出額

(単位：万円)

年度	特別会計の支出額																
	特別会計総額	伸率	福祉関係の特別会計												母子父子寡婦福祉貸付事業		
			福祉関係経費	伸率	構成比	介護保険事業	伸率	簡易水道事業	伸率	後期高齢者医療事業	伸率	国民健康保険事業	伸率	山梨県所管	伸率		
平成22年度	3,756,781	3.8%	1,621,421	4.4%	43.2%	1,420,721	5.5%	5,710	-29.8%	193,421	1.4%						
平成23年度	3,864,826	2.9%	1,681,253	3.7%	43.5%	1,481,916	4.3%	5,580	-2.3%	193,756	0.2%						
平成24年度	4,023,356	4.1%	1,827,513	8.7%	45.4%	1,609,048	8.6%	11,907	113.4%	206,557	6.6%						
平成25年度	4,104,074	2.0%	1,902,833	4.1%	46.4%	1,686,067	4.8%	7,599	-36.2%	209,167	1.3%						
平成26年度	4,201,974	2.4%	1,970,591	3.6%	46.9%	1,751,594	3.9%	7,097	-6.6%	211,900	1.3%						
平成27年度	4,633,191	10.3%	2,050,163	4.0%	44.2%	1,832,367	4.6%	5,826	-17.9%	211,970	0.0%						
平成28年度	4,561,132	-1.6%	2,094,072	2.1%	45.9%	1,870,598	2.1%	6,222	6.8%	217,252	2.5%						
平成29年度	4,538,702	-0.5%	2,180,322	4.1%	48.0%	1,948,488	4.2%	6,934	11.4%	224,900	3.5%						
平成30年度	4,278,899	-5.7%	2,241,696	2.8%	52.4%	1,998,523	2.6%	7,172	3.4%	236,001	4.9%						
令和元年度	4,293,839	0.3%	2,344,109	4.6%	54.6%	2,095,451	4.8%	5,251	-26.8%	243,026	3.0%				381	-	
令和2年度	4,200,663	-2.2%	2,344,442	0.0%	55.8%	2,095,289	0.0%	0	-	248,540	2.3%				613	60.7%	
令和3年度	4,212,155	0.3%	4,198,284	79.1%	99.7%	2,135,184	1.9%	0	-	247,330	-0.5%	1,815,182	-1.4%	588	-4.1%		
令和4年度	4,249,632	0.9%	4,235,219	0.9%	99.7%	2,133,197	-0.1%	0	-	264,922	7.1%	1,836,659	1.3%	441	-25.0%		

※「母子父子寡婦福祉貸付事業」は、中核市移行に伴い山梨県より事務権限が委譲されたため、令和元(2019)年度から開始

特別会計の支出額の推移



(2) 一般会計における性質別経費の推移

性質別経費を平成22(2010)年度と令和4(2022)年度で比較すると、生活保護扶助費、児童手当、障害者自立支援サービス費などの扶助費が約36億5,153万円の増加で約1.3倍、保育所運営費補助金等が約28億6,540万円の増加で約1.7倍、特別会計繰出金等が約12億4,230万円の増加で約1.3倍、職員給与費・報酬・賃金が約9億6,682万円の増加で約1.5倍となっているなど、義務的な経費が増加しています。

また、令和4(2022)年度の構成割合は、扶助費が約160億1,177万円で約37%を占めています。

一般会計における性質別経費の推移

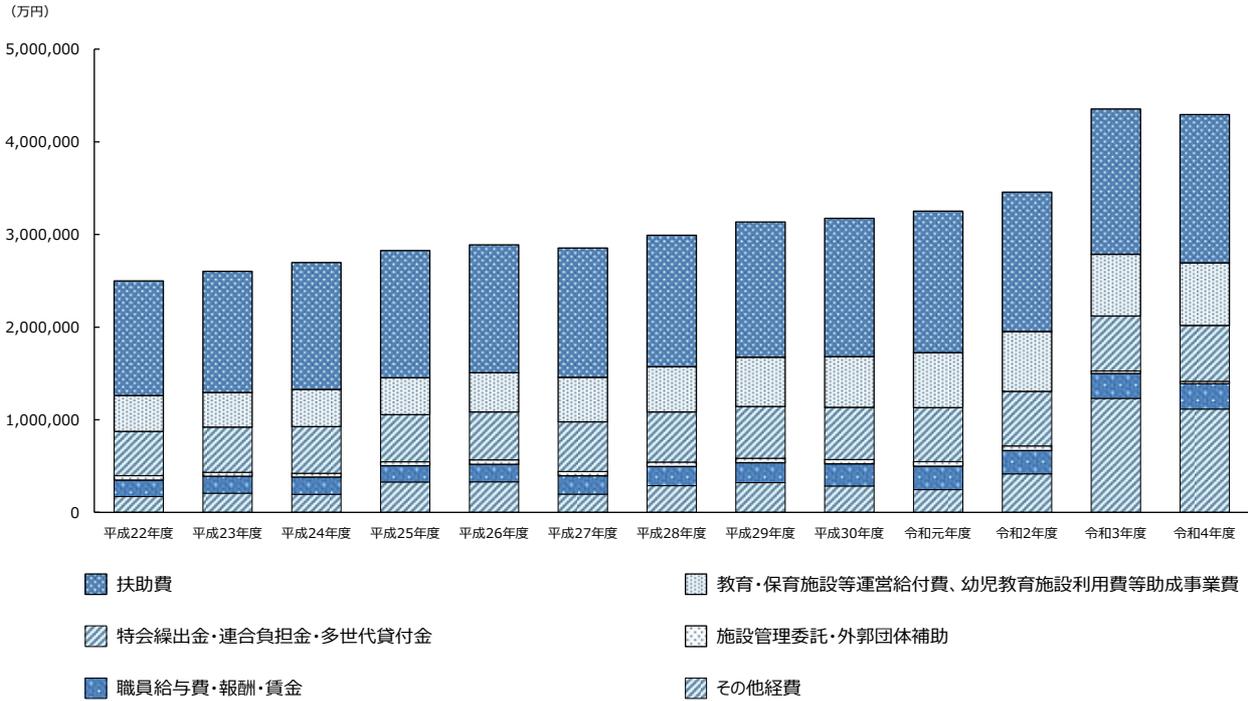
(単位：万円)

年度	義務的経費																その他経費				
	①扶助費	伸率	構成比	②教育・保育施設等運営給付費、幼児教育施設利用費等助成事業費	伸率	構成比	③特会繰出金、連合負担金、多世代貸付金	伸率	構成比	④施設管理委託、外郭団体補助	伸率	構成比	⑤職員給与費、報酬、賃金	伸率	構成比	小計	伸率	構成比	その他経費	伸率	構成比
平成22年度	1,236,024	30.6%	49.5%	389,028	12.0%	15.6%	477,304	2.7%	19.1%	47,753	2.0%	1.9%	176,627	5.3%	7.1%	2,326,736	17.9%	93.1%	171,761	-2.2%	6.9%
平成23年度	1,309,205	5.9%	50.3%	373,277	-4.0%	14.3%	487,488	2.1%	18.7%	43,670	-8.5%	1.7%	181,421	2.7%	7.0%	2,395,062	2.9%	92.0%	207,966	21.1%	8.0%
平成24年度	1,369,317	4.6%	50.8%	402,047	7.7%	14.9%	502,528	3.1%	18.6%	42,301	-3.1%	1.6%	185,485	2.2%	6.9%	2,501,678	4.5%	92.8%	195,391	-6.0%	7.2%
平成25年度	1,372,550	0.2%	48.6%	397,379	-1.2%	14.1%	508,811	1.3%	18.0%	42,835	1.3%	1.5%	175,760	-5.2%	6.2%	2,497,335	-0.2%	88.4%	328,150	67.9%	11.6%
平成26年度	1,380,919	0.6%	47.8%	424,286	6.8%	14.7%	516,389	1.5%	17.9%	48,553	13.3%	1.7%	189,234	7.7%	6.6%	2,559,382	2.5%	88.6%	329,466	0.4%	11.4%
平成27年度	1,395,680	1.1%	48.9%	479,415	13.0%	16.8%	536,568	3.9%	18.8%	47,354	-2.5%	1.7%	197,632	4.4%	6.9%	2,656,650	3.8%	93.1%	196,786	-40.3%	6.9%
平成28年度	1,419,262	1.7%	47.4%	488,457	1.9%	16.3%	540,228	0.7%	18.1%	49,156	3.8%	1.6%	205,643	4.1%	6.9%	2,702,745	1.7%	90.3%	289,082	46.9%	9.7%
平成29年度	1,458,741	2.8%	46.5%	533,056	9.1%	17.0%	556,894	3.1%	17.8%	48,111	-2.1%	1.5%	216,525	5.3%	6.9%	2,813,327	4.1%	89.8%	320,826	11.0%	10.2%
平成30年度	1,493,021	2.3%	47.0%	547,140	2.6%	17.2%	563,385	1.2%	17.7%	47,094	-2.1%	1.5%	238,729	10.3%	7.5%	2,889,369	2.7%	91.0%	285,791	-10.9%	9.0%
令和元年度	1,526,935	2.3%	47.0%	593,834	8.5%	18.3%	582,575	3.4%	17.9%	50,002	6.2%	1.5%	253,103	6.0%	7.8%	3,006,449	4.1%	92.5%	245,319	-14.2%	7.5%
令和2年度	1,504,765	-1.5%	43.5%	645,671	8.7%	18.7%	589,489	1.2%	17.1%	50,161	0.3%	1.5%	250,551	-1.0%	7.2%	3,040,637	1.1%	88.0%	416,290	69.7%	12.0%
令和3年度	1,567,061	4.1%	36.0%	667,641	3.4%	15.3%	592,104	0.4%	13.6%	26,882	-46.4%	0.6%	269,135	7.4%	6.2%	3,122,823	2.7%	71.7%	1,230,999	195.7%	28.3%
令和4年度	1,601,177	2.2%	37.3%	675,568	1.2%	15.7%	601,534	1.6%	14.0%	27,112	0.9%	0.6%	273,309	1.6%	6.4%	3,178,700	1.8%	74.0%	1,115,616	-9.4%	26.0%

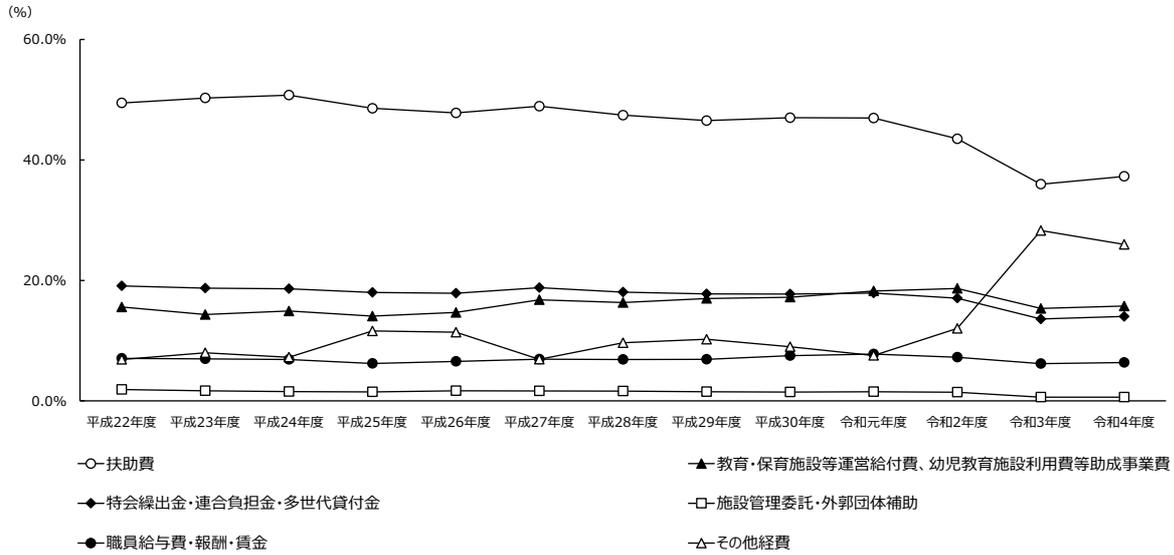
性質別経費の内容

経費	主な内容
①扶助費	生活保護扶助費、自立支援サービス事業費、児童手当費、ひとり親等福祉費(児童扶養手当費)、すこやか子育て医療費助成事業費、重度心身障害者医療費助成事業費、障害児通所支援事業費など
②教育・保育施設等運営給付費、幼児教育施設利用費等助成事業費	私立保育所運営費補助金、特別保育事業補助金、保育所特別保育事業補助金、私立幼稚園就園奨励費
③特会繰出金、連合負担金、多世代貸付金	特別会計(介護保険事業、後期高齢者医療事業、古閑梯町簡易水道事業等)への繰出金、山梨県後期高齢者医療広域連合への負担金、多世代同居世帯貸付事業の預託金
④施設管理委託、外郭団体補助	福祉センター、上九の湯ふれあいセンター、障害者センター、光風寮、健康の杜センターなどの指定管理料、社会福祉協議会への運営費補助金
⑤職員給与費、報酬、賃金	職員の給料・諸手当・共済費、嘱託職員・各種委員等の報酬、臨時職員の賃金

一般会計における性質別経費の推移



一般会計における性質別経費の構成割合



第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念

本格的な人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりが希薄化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がそのような状況に拍車をかけました。また、ヤングケアラーをはじめとした、近年の社会課題に対する取組やSDGsの達成に向けた取組も求められています。

そのような背景を踏まえ、国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の考え方が提唱されています。

こうした状況から、本市の保健福祉にかかる総合的な計画である「第5次健やかいきいき甲府プラン」では、自ら気づき、考え、行動・参加する市民の自助（自立）の力を更に高めるとともに、地域住民が主体となる取組を促進し、協働により、地域のつながりを活性化させていくことを基本的な方向性とします。

あわせて、「健康都市こうふ基本構想」を踏まえ、分野別の計画においても、それぞれが目指す様々な「健康」に対する予防的な観点や「好循環」につながる多世代交流及び「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」の視点を重視します。これからの「自助」、「共助」、「公助」の多様なあり方も見据える中で、本市における地域共生社会の実現を目指します。

本プランのもと、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、活力ある福祉社会を創造し、子どもからお年寄りまで市民の誰もが、いきいきと活躍し、生涯を通じた安心を実感して、心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりを目指し、

分野別の個別計画に共通する考え方として、

共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で
健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり

を基本理念として設定します。



2 計画目標

(1) 甲府市地域福祉推進計画

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる

<関連する主なSDGs>



地域福祉の意識は、隣近所の人との交流を深め、「気づき」を重ねていくことで育れます。本計画では、交流の基本をあいさつ（声かけ）として推奨し、身近な顔の見える関係づくりと福祉教育や人材育成を連動させます。その中で、一人ひとりの「気づき」を促進し、生活課題を自ら発見し、解決する取組に主体的に関われるように、市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域福祉を支える人づくりを目指します。

計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

<関連する主なSDGs>



近年の核家族化の進行や、一人暮らし高齢者の増加は、支え合いの基本である家族機能の低下につながっています。そのような中、地域には、時には支えたり、また、時には支えられたり、日常的な、「お互い様」から、いざという時まで、様々なつながりがあり、支え合いの地域づくりの土台としてこれらを深めていくことの重要性がより一層高まっています。この計画では、つながるための居場所（役割・ポジション）づくりや、多世代交流の機会の促進など、つながりに関する様々な取組を促進し、地域福祉のネットワークの構築を進める中で、人と人がつながり支え合う地域づくりを目指します。

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

<関連する主なSDGs>



全ての人々が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活するためには、地域の「気づき」や「ネットワーク」によって把握された支援を必要とする人に対し、そのニーズに合った適切なサービスが届く仕組みを構築していく必要があります。地域における課題や困りごとは多様化・複雑化しており、その解決に向け、関係機関の連携と、専門的なサービスによる重層的なセーフティネットを構築し、サービスが適切に提供され、切れ目なく支援が届く、安全・安心なまちづくりを目指します。

(2) 甲府市保健計画

大目標

「人」「地域」「まち」が一体となった生涯を通じた健康づくりの推進

「健康都市こうふ基本構想」の「人」「地域」「まち」による健康の好循環の考えに基づき、保健・医療・福祉をはじめとする様々な施策展開を通じて、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに感染症や食中毒などの健康危機に迅速・適切かつ柔軟に対応し、地域社会全体で支え合うことができる生涯を通じた健康づくりを目指します。



中目標

計画目標1 市民一人ひとりの心身の健康づくりを推進する

<関連する主なSDGs>



市民一人ひとりが、それぞれの年代などにあった健康づくりに取り組み、妊産婦や乳幼児の健康づくりへの支援、生活習慣病の予防や、重症化予防等を図っていくために以下の視点から健康づくりを推進します。

乳幼児期においては、「健康都市宣言」の子どもたちの健康づくりの要素を踏まえ、心身ともに健やかに子どもが成長できるよう、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、少年期においては、家庭や学校での食育や運動を通じて正しい生活習慣を身につけることができるように支援を行います。

加えて、青年期から高齢期においては、特に「健康都市宣言」の自分自身の健康づくりに取り組んでいくことができるよう、ライフサイクルに応じた健康づくりを促進する中、健康づくりへ関心が低い人へのアプローチや自分自身での健康管理が困難な人についても、「健康都市宣言」の地域全体で協働による健康づくりや、地域と企業が連携した健康づくりの要素を踏まえる中、地域でのつながりや支え合いによる健康づくりを目指します。

計画目標2 健康で安全な生活環境を確保する

<関連する主なSDGs>



「がん患者及び難病患者等の支援」や「感染症の拡大及びまん延防止」、「医療体制の充実」、「食品の安全確保」など中核市として保健所機能を有する本市が、健康支援センターを拠点に、「健康都市宣言」の市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現の要素を踏まえ、関係機関との連携を深め、健康危機管理対策の充実を目指します。

(3) 甲府市子ども・子育て支援計画

計画目標1 子育ての基盤となる家庭を支援する環境をつくる

核家族化、共働き世帯・母親のフルタイム就業の増加など、社会環境の変化により、家庭において子育てに不安や負担を感じている保護者が多く見られます。若い世代の妊娠・出産・子育てに対する希望を安心して実現できるよう、子育て支援サービスを推進するとともに、教育環境の向上を推進します。

計画目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境をつくる

子どもの心と身体の成長は、必ずしも一律ではありません。すべての子どもの育ちと学びを、それぞれの成長段階に応じてサポートできる体制を強化します。また、相談体制等を充実し、児童虐待の防止対策を含め、様々な事情を抱えた子どもや子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

計画目標3 地域で子どもを支え合う環境をつくる

子どもの成長は、地域の希望であり、将来の社会をつくる基礎となるものです。子ども自身がたくましく成長する事を応援するとともに、子育てを地域全体で見守り、支える環境づくりを推進します。

※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

(4) 甲府市障がい者福祉計画

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

<関連する主なSDGs>



障がいの多様な特性や程度、生活環境などにかかわらず、誰もが必要な支援を受けて生活できるように、自治体、事業所、各種団体など地域の関係主体間の相互連携等を通じて個々の状況やニーズを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を提供できるような体制を構築していきます。

計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

<関連する主なSDGs>



地域生活において、障がいのある人とない人が日常的に関わり合える機会の確保や、意識啓発に取り組むことで、相互理解を促進し、信頼関係を築いていくなど住み慣れた地域で共に支え合いながら生きていく社会の実現につなげます。

また、こうした社会の一員として誰もが安心して暮らすための環境整備に努めます。

計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

<関連する主なSDGs>



障がいのある人が、その意志や能力に沿って、できるだけ希望する形で社会に参加し、自立した生活を送れるように、社会参加において障壁になることの解消や、就労支援の充実に取り組みます。

(5) 高齢者いきいき甲府プラン

計画目標1 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

<関連する主なSDGs>



高齢者がいきいきと輝けるよう、一人ひとりが健康寿命を延ばし、生きがいを持って社会に参加できるようにするための、支援の体制強化、各種活動の場の確保等を推進します。

計画目標2 地域の協働による暮らしの支え合いを充実する

<関連する主なSDGs>



生活にサポートが必要になってもいきいきと輝けるよう、地域住民と専門職や、専門職の連携による支え合いの推進、地域における介護予防・生活支援の充実、高齢者の権利擁護・虐待未然防止・早期発見・再発防止、住まいの確保等による安全・安心な暮らしの確保を推進します。

計画目標3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる

<関連する主なSDGs>

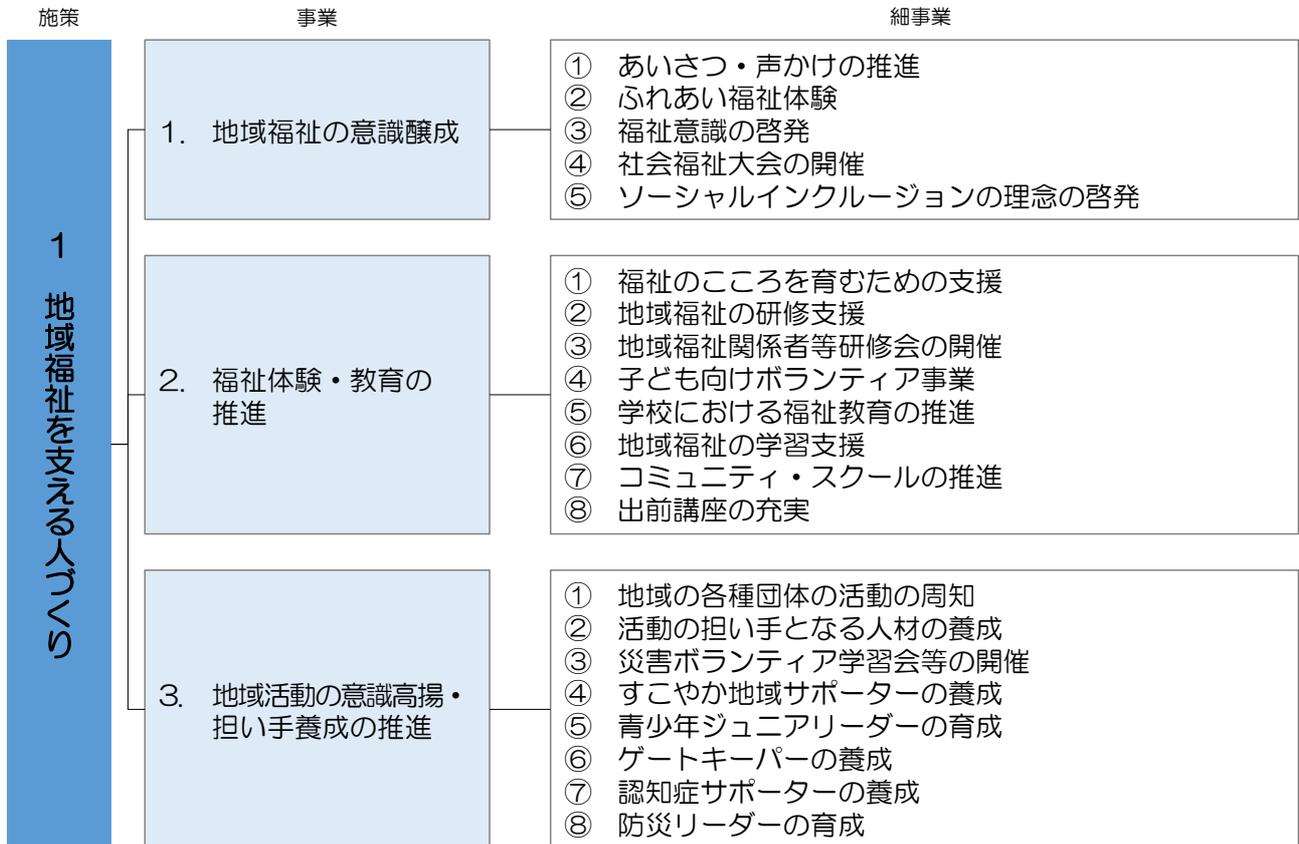


介護や医療が必要になっても自分らしく暮らせるよう、介護サービスの充実、医療と介護の切れ目のないサービス提供や認知症になっても安心して暮らせる体制づくりを推進します。

3 施策体系

(1) 甲府市地域福祉推進計画

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる



計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

施策	事業	細事業
2 人と人がつながるネットワークづくり	1. 地域での居場所づくりの推進・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ① ふれあい広場の整備 ② いきいきサロン活動の支援 ③ 福祉関係施設の運営 ④ ふれあいくらぶ（機能訓練事業） ⑤ 空き家を活用した地域の居場所づくりへの支援
	2. 多世代交流の機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 世代間のふれあい交流活動 ② 地域における子育てサポート ③ 子どもとの交流活動 ④ 子育て・お助け隊派遣 ⑤ 保育所等における地域交流
	3. 小地域ネットワーク活動の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 小地域ネットワーク活動の支援 ② 地域ふれあい台帳と福祉マップの活用
	4. ボランティア活動の活性化と連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアの協働推進 ② ボランティアのコーディネート ③ ボランティア活動の支援 ④ ボランティア保険の加入促進 ⑤ ボランティア情報ネットワークの推進 ⑥ ボランティアセンターのネットワークの充実 ⑦ 甲府市ボランティア団体連絡協議会の支援 ⑧ ボランティアによる介護支援 ⑨ 企業やボランティア、NPO団体等との連携支援
	5. 関係団体の連携と住民参加	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民参加による地域福祉活動の推進
	6. 地域での支え合いの体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援体制整備事業の推進 ② 地域で支え合う体制づくり ③ 課題解決に向けた地域主体の取組への支援

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

施策	事業	細事業
3 安全・安心につながる 福祉情報の提供	1. 福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 「社協だより」の発行 ② 市社協ホームページ及びSNSによる情報提供 ③ 「ブロックだより」の発行 ④ 「広報こうふ」による情報提供 ⑤ 市ホームページ等による情報提供 ⑥ ライフステージに応じた情報提供
	2. ボランティア情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア情報の提供及び紹介 ② ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」の開催 ③ 市民活動団体の情報収集と情報の発信
4 地域福祉による快適なまちづくり	1. 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急時における医療情報の提供 ② 救急医療体制の充実 ③ 地域医療連携、機能分担の推進と市立甲府病院の役割 ④ 在宅医療の推進
	2. 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯対策の充実 ② 交通安全対策の推進 ③ 市営住宅の整備
	3. 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害ボランティア学習会等の開催（再掲） ② 災害ボランティアセンターの整備 ③ 災害見舞金の支給 ④ 総合防災訓練等の実施 ⑤ ハザードマップの活用 ⑥ 防災リーダーの育成（再掲） ⑦ 防災拠点等の整備 ⑧ 地域防災力の強化推進 ⑨ 被災者への支援
	4. 災害時における要配慮者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時要配慮者の支援 ② 避難のための情報伝達 ③ 避難先での支援 ④ 福祉サービスの業務継続力の向上

施策

事業

細事業

5 地域におけるセーフティネットの充実

事業	細事業
1. 身近な担い手による生活課題の発見	① 地域の団体間の連携による発見の推進 ② 民生委員・児童委員活動の支援
2. 地域の中での相談活動の支援	① 民生委員・児童委員活動の支援（再掲） ② ひとり親家庭相談員による相談の支援 ③ 地域包括支援センターにおける相談 ④ 保育所における育児相談の支援
3. 専門的な相談とセーフティネットの構築	① 心配ごと相談 ② コミュニティソーシャルワーカーによる相談 ③ 福祉総合相談窓口 ④ 障がいに関する相談 ⑤ 子ども・青少年総合相談センター ⑥ 健康に関する相談 ⑦ 消費生活に関する相談 ⑧ 介護保険に関する苦情相談 ⑨ こころの健康づくりの推進 ⑩ 新たな相談支援体制等の構築に向けた検討 ⑪ 児童生徒支援センター
4. 権利擁護の推進	① 成年後見制度に関する相談支援 ② 日常生活自立支援の実施 ③ 地域への成年後見制度の普及 ④ チーム支援体制の整備 ⑤ 市民後見人の養成
5. 虐待防止の連携	① 虐待防止に向けた連携 ② 高齢者の虐待防止 ③ 児童の虐待防止 ④ 障がいのある人の虐待防止
6. 地域における福祉サービスの提供	① 在宅高齢者等配食サービスの提供 ② 住民主体による生活支援サービスの提供 ③ 障がいのある人のコミュニケーション支援 ④ 分野別の各種福祉サービスの提供 ⑤ ふれあい収集 ⑥ 新たな公共交通の導入
7. ケアマネジメント体制等による支援	① 高齢者のケアマネジメント ② 障がいのある人のケアマネジメント ③ 利用者支援
8. 生活困窮者への支援	① 生活福祉資金の貸付 ② 食品集荷・活用事業 ③ 生活安定と自立支援 ④ 生活困窮者への相談支援 ⑤ 住居確保給付金の支給 ⑥ 生活困窮者自立支援法に定める任意事業の推進 ⑦ 甲府市生活困窮者支援会議の開催

(2) 甲府市保健計画

計画目標1 市民一人ひとりの心身の健康づくりを推進する

施策	事業
1 妊娠前から子育て期にかけての親と乳幼児期の子どもの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① マイ保健師制度 ② 不妊治療費の助成 ③ 不育症治療・検査（先進医療）費等の助成 ④ 母子健康手帳の交付 ⑤ 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成 ⑥ 妊婦一般健康診査 ⑦ 妊娠・子育て応援給付金事業 ⑧ 幸せレシピ ⑨ 体験型♪パパママクラス ⑩ 母乳相談 ⑪ ペアレント相談 ⑫ 新生児聴覚検査費用の助成 ⑬ 未熟児養育医療の給付及び相談支援 ⑭ 産婦健康診査 ⑮ 産後ケア事業（宿泊型・日帰り型・訪問型） ⑯ 乳児家庭全戸訪問 ⑰ 養育支援訪問 ⑱ 乳幼児健康診査 ⑲ 育児離乳食教室 ⑳ 後期・完了期離乳食教室 ㉑ 孫食育事業 ㉒ 乳幼児健康相談 ㉓ 子育て相談 ㉔ 乳幼児すこやか発達支援事業 ㉕ 利用者支援 ㉖ 健康談話室 ㉗ 親子の交流の場づくりへの支援 ㉘ 味覚教育 ㉙ 健康教育 ㉚ 健康相談 ㉛ あなたの地区（まち）の出張保健室 ㉜ 子ども運動遊び事業 ㉝ こころの健康相談 ㉞ 地域自殺対策推進事業 ㉟ 口からはじめる健康フェスタ 併催 甲府食育フェスタ ㊱ 母子保健推進会議 ㊲ 母子保健研修会

施策

事業

2 少年期の子どもの健康づくりの推進

- ① 味覚教育（再掲）
- ② 食育推進事業
- ③ 子ども運動遊び事業（再掲）
- ④ 思春期保健事業
- ⑤ 思春期食育推進事業
- ⑥ がん教育事業
- ⑦ 健康教育（再掲）
- ⑧ 健康相談（再掲）
- ⑨ 女性の健康相談
- ⑩ あなたの地区（まち）の出張保健室（再掲）
- ⑪ こころの健康相談（再掲）
- ⑫ 地域自殺対策推進事業（再掲）
- ⑬ 健康談話室（再掲）
- ⑭ 口からはじめる健康フェスタ 併催 甲府食育フェスタ（再掲）

3 青年期・壮年期における健康づくりの推進

- ① 健康教育（再掲）
- ② 健康相談（再掲）
- ③ 女性の健康相談（再掲）
- ④ 健康診査（基本健康診査・特定健康診査・生活保護受給者等健康診査）
- ⑤ がん検診（胃・子宮・肺・乳・大腸・肝・前立腺）
- ⑥ 肝炎ウイルス検診
- ⑦ 骨粗しょう症検診
- ⑧ 胃がんリスク検査
- ⑨ 生活習慣病の予防及び改善に向けた支援（特定保健指導等）
- ⑩ 成人・高齢者への個別訪問支援
- ⑪ 幸せレシピ（再掲）
- ⑫ 体験型食事教育 あなたの食事は☆いくつ？
- ⑬ 食育推進事業（再掲）
- ⑭ ウォーキングの推進
- ⑮ 地域・職域連携推進事業
- ⑯ あなたの地区（まち）の出張保健室（再掲）
- ⑰ こころの健康相談（再掲）
- ⑱ 地域自殺対策推進事業（再掲）
- ⑲ 健康談話室（再掲）
- ⑳ アプリを活用した健康づくり支援
- ㉑ 働き盛り世代の健康づくり支援事業

施策

事業

4 高齢期における健康づくりの推進

- ① 健康教育（再掲）
- ② 健康相談（再掲）
- ③ 女性の健康相談（再掲）
- ④ 健康診査（特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活保護受給者等健康診査）
- ⑤ がん検診（胃・子宮・肺・乳・大腸・肝・前立腺）（再掲）
- ⑥ 肝炎ウイルス検診（再掲）
- ⑦ 骨粗しょう症検診（再掲）
- ⑧ 生活習慣病の予防及び改善に向けた支援（特定保健指導等）（再掲）
- ⑨ 成人・高齢者への個別訪問支援（再掲）
- ⑩ 体験型食事教育 あなたの食事は☆いくつ？（再掲）
- ⑪ 高齢者食育元気会
- ⑫ 食育推進事業（再掲）
- ⑬ ふれあいくらぶ（機能訓練事業）
- ⑭ ウォーキングの推進（再掲）
- ⑮ 歯つらつ歯っぴーキャラバン
- ⑯ 地域で支え合う体制づくり
- ⑰ あなたの地区（まち）の出張保健室（再掲）
- ⑱ こころの健康相談（再掲）
- ⑲ 地域自殺対策推進事業（再掲）
- ⑳ 健康談話室（再掲）
- ㉑ おいし食（く）・楽しく・元気塾
- ㉒ 介護予防把握事業（元気アップチェック）
- ㉓ フレイル予防の充実
- ㉔ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ㉕ アプリを活用した健康づくり支援（再掲）

5 歯・口腔における健康づくりの推進

- ① 体験型♪パパママクラス（再掲）
- ② 乳幼児健康診査（再掲）
- ③ 公立保育所における歯磨き教育
- ④ 4・5歳児すくすく発育歯科健診
- ⑤ 口からはじめる健康フェスタ 併催 甲府食育フェスタ（再掲）
- ⑥ 学校での歯科健診
- ⑦ 成人歯周疾患健診
- ⑧ 歯つらつ歯っぴーキャラバン（再掲）
- ⑨ 後期高齢者歯科口腔健診
- ⑩ 訪問歯科診療の普及啓発

6 社会全体で互いの健康を支え合う

- ① 関係団体との連携と協働
- ② 保健師・管理栄養士による健康づくり活動の推進
- ③ 食生活改善推進員の養成
- ④ 健康管理システムの活用と充実
- ⑤ 特定給食施設等への栄養管理指導
- ⑥ 受動喫煙対策
- ⑦ 親子の交流の場づくりへの支援（再掲）
- ⑧ 地域自殺対策推進事業（再掲）
- ⑨ 子ども運動遊び事業（再掲）
- ⑩ 健康教育（再掲）
- ⑪ ウォーキングの推進（再掲）
- ⑫ 地域・職域保健連携推進事業（再掲）
- ⑬ 高齢者食育元気会（再掲）
- ⑭ ふれあいくらぶ（機能訓練事業）（再掲）
- ⑮ 地域で支え合う体制づくり（再掲）
- ⑯ 働き盛り世代の健康づくり支援事業（再掲）
- ⑰ 自然に健康になれる食環境づくりの推進

計画目標2 健康で安全な生活環境を確保する

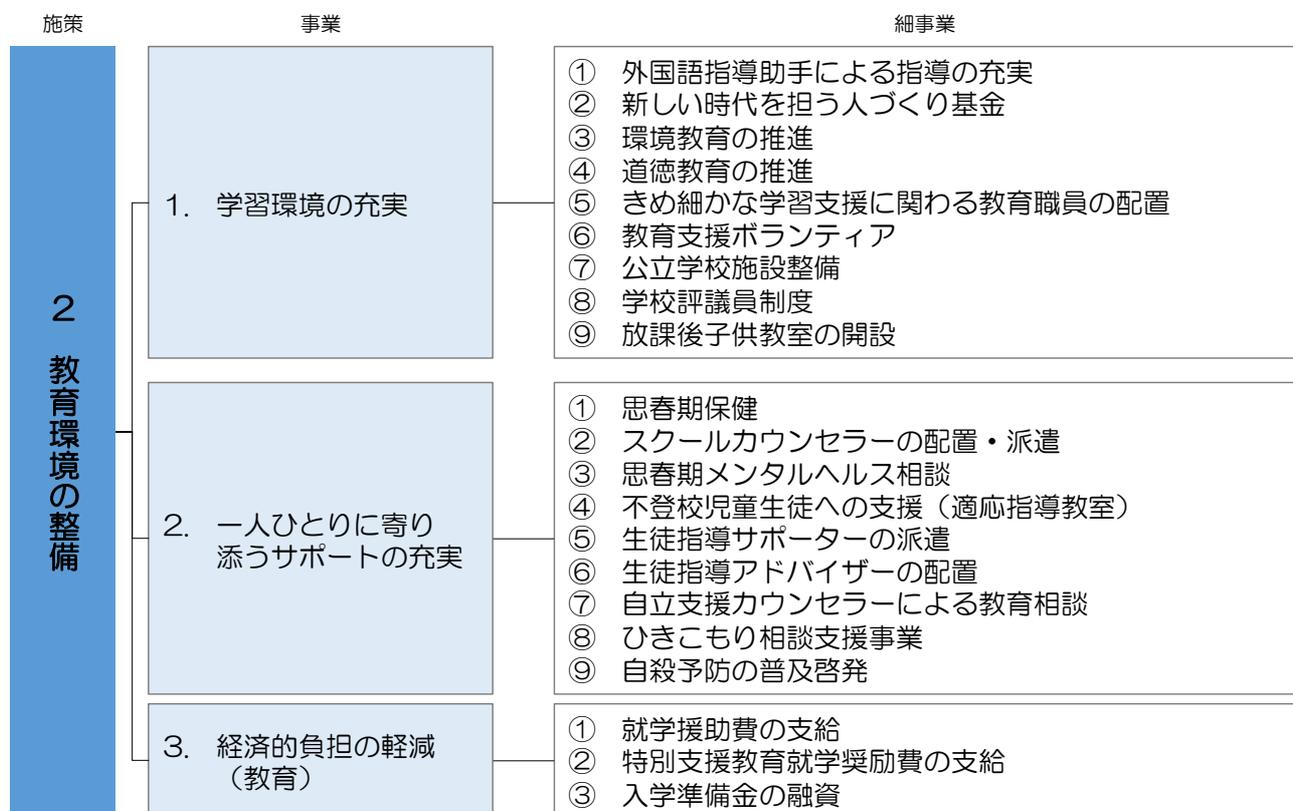
施策	事業
7 難病患者等支援 がん患者及び	<ul style="list-style-type: none"> ① 若年がん患者の在宅療養生活支援事業 ② がん患者アピアランスケア支援事業 ③ 小児慢性特定疾病対策事業 ④ 難病の医療費助成に関する申請受付 ⑤ 難病患者地域支援事業 ⑥ 地域自殺対策推進事業（再掲）
8 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種 ② 感染症の発生予防及び拡大・まん延防止 ③ 結核対策 ④ 特定感染症（HIV・性感染症等）の検査及び相談
9 医療環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急医療体制の整備 ② 大規模災害時の保健医療救護体制の整備 ③ 在宅医療の推進
10 生活環境の衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 食品営業施設への許認可及び監視指導 ② 食品の検査 ③ 食中毒予防等の普及啓発 ④ 狂犬病予防事業 ⑤ 犬猫の適正飼養の啓発 ⑥ 猫の不妊・去勢手術費補助事業

(3) 甲府市子ども・子育て支援計画

計画目標1 子育ての基盤となる家庭を支援する環境をつくる

施策	事業	細事業
1 子育て支援サービスの推進	1. 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園（給付型・市所管）・認定こども園への給付 ② 保育所の運営と給付 ③ 幼稚園子育て支援事業助成金の交付 ④ 延長保育の確保と給付 ⑤ 病児保育の確保と提供 ⑥ 一時預かりの確保と給付 ⑦ ファミリー・サポート・センターの運営 ⑧ ショートステイの確保と給付 ⑨ 地域子育て支援拠点事業の運営 ⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの整備・運営）
	2. 子育て支援サービス提供基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者支援 ② 子育てガイドブックの作成 ③ 子育て支援アプリ「すくすくメモリーズ」による子育て支援 ④ 保育所・幼稚園（給付型・市所管）・認定こども園の質の確保 ⑤ 人材の確保と育成
	3. 家庭教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① パパママクラス ② 意識啓発のための講座や研修会等の開催 ③ 家庭教育講座の開催 ④ 家庭教育学級の運営
	4. 子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て応援優良事業者表彰 ② 子育て応援カードの交付 ③ 育児休業取得等の意識啓発 ④ 働きやすい環境づくりの啓発 ⑤ 「こうふまちづくりラウンジ」の開催 ⑥ 女性の活躍等に向けた提案事業への支援 ⑦ 就業機会の拡大
	5. 経済的負担の軽減（福祉）	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童手当の支給 ② 保育料の負担軽減 ③ すこやか子育て医療費の助成 ④ 助産手当の支給

※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

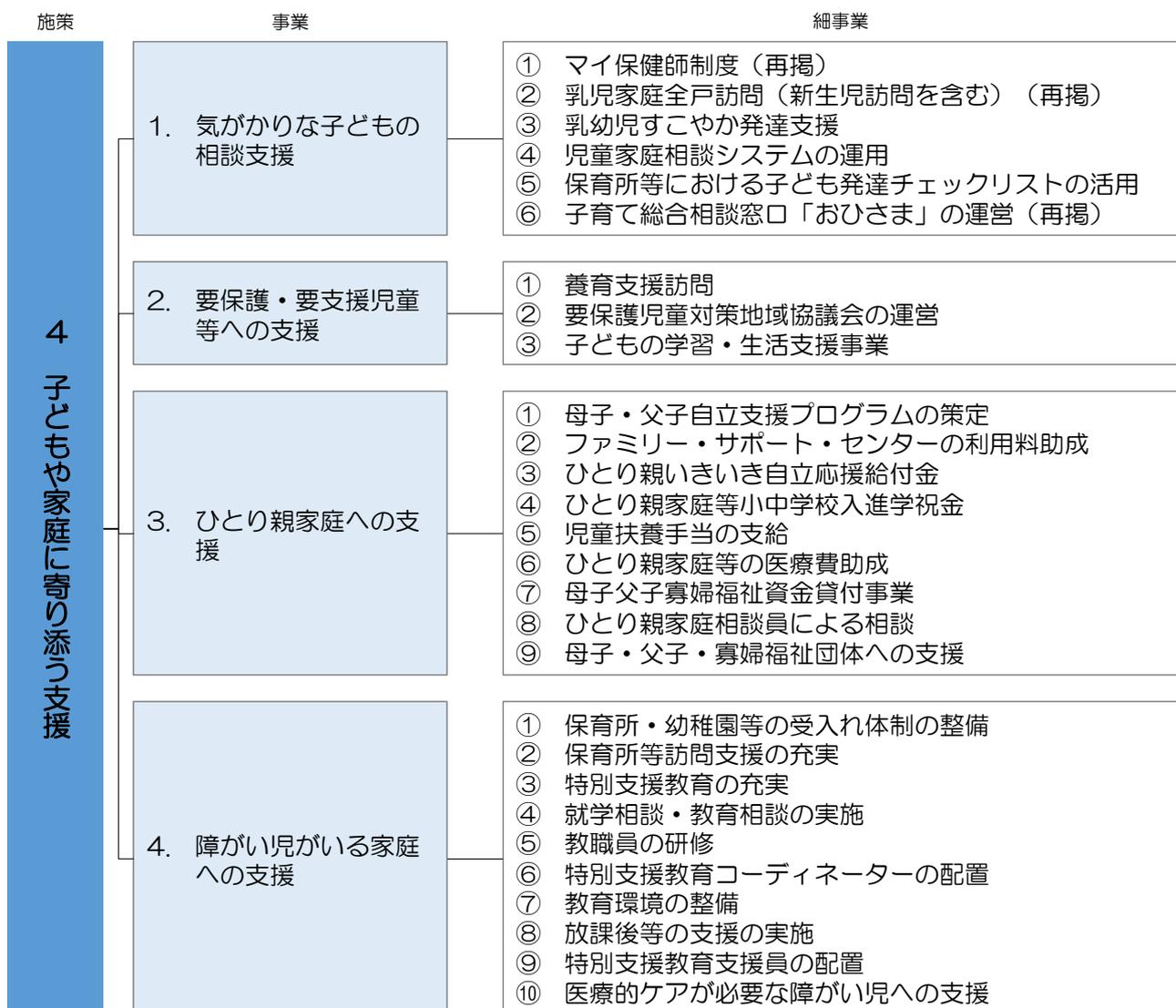


※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

計画目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境をつくる

施策	事業	細事業
3 心身の健やかな成長の支援	1. 子どもを産み育てる準備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 女性の健康相談 ② 不妊治療費の助成 ③ 不育症治療費等の助成 ④ 母子健康手帳の交付 ⑤ 妊婦一般健康診査 ⑥ 産後ケア事業（宿泊型・日帰り型） ⑦ 産前産後ママケア事業 ⑧ 産婦健康診査
	2. 子どもの健やかな育ちの支援	<ul style="list-style-type: none"> ① マイ保健師制度 ② 乳児家庭全戸訪問（新生児訪問を含む） ③ 乳幼児健康診査 ④ 乳幼児健康相談 ⑤ 未熟児養育医療の給付及び支援 ⑥ 新生児聴覚検査費用の助成 ⑦ 小児初期救急医療センター ⑧ 感染症対策の推進 ⑨ 小児慢性特定疾病対策事業 ⑩ 子育て世代包括支援センター ⑪ 子育て総合相談窓口「おひさま」の運営 ⑫ 子育て相談 ⑬ 児童館等の運営 ⑭ チビッコ広場の整備 ⑮ 遊亀公園及び附属動物園の整備
	3. 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 幸せレシピ ② 育児・離乳食教室 ③ 後期・完了期離乳食教室 ④ 孫食育事業 ⑤ 味覚教育 ⑥ 子ども（おやこ）食育推進事業 ⑦ 食に関する指導 ⑧ 思春期食育推進事業
	4. 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① ブックスタート ② 本の読み聞かせ活動の推進

※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。



※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

計画目標3 地域で子どもを支え合う環境をつくる

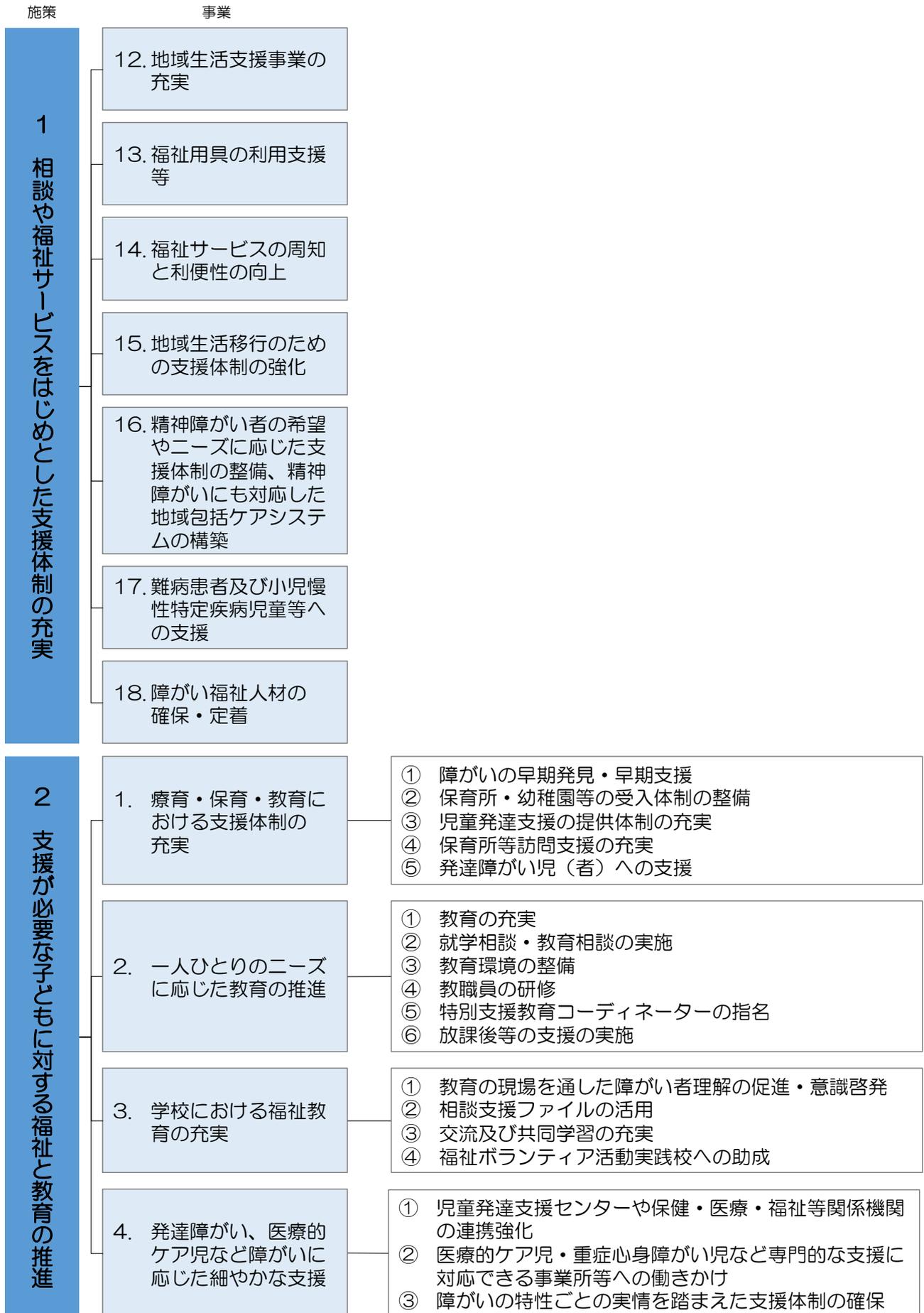
施策	事業	細事業
5 地域で子どもを支え合う活動の支援	1. 子育てサークル活動の支援	① 「子育て・お助け隊」の派遣 ② 地域子育て支援拠点事業の運営（再掲）
	2. 地域による子育ての支援	① 子ども未来応援条例による子育ての推進 ② 子ども未来フォーラムの開催 ③ 地域における子どもの学習支援・相談等の拠点づくり ④ 子どもを応援する団体とのネットワークの構築 ⑤ 学用品等のリユース事業 ⑥ 地域における福祉教育
	3. 地域と連携した交流の居場所づくり	① 親子による交流・体験学習の開催 ② 子育て応援フェスタの開催 ③ 保育所等における地域交流 ④ 地域における青少年・児童の健全育成活動の充実
	4. 安全・安心な子育て環境づくり	① 社会環境の浄化 ② 交通安全意識の高揚と啓発 ③ 交通安全教室の開催 ④ 防犯体制の強化（巡回警備） ⑤ 防犯ボランティアの育成と強化 ⑥ 防犯意識の高揚と啓発 ⑦ 地域ぐるみで児童生徒の安全を守る仕組みづくり ⑧ 保育所等が行う園外活動の安全確保
6 子ども自身の可能性を育てる支援	1. 子ども自身の可能性を育てる機会づくり	① こうふドリームキャンパス ② 甲府ラーニング・スピーチ ③ 子ども・若者の意見表明の場の提供 ④ スポーツ施設の無料開放 ⑤ 国際教育の推進 ⑥ プログラミング教室 ⑦ 共生や自立を促す自然体験教室 ⑧ プレイリーダーの養成 ⑨ 子ども運動遊び場の提供 ⑩ スポーツ少年団の活動支援 ⑪ 次世代甲府大使の認定と活躍の応援

※「甲府市子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

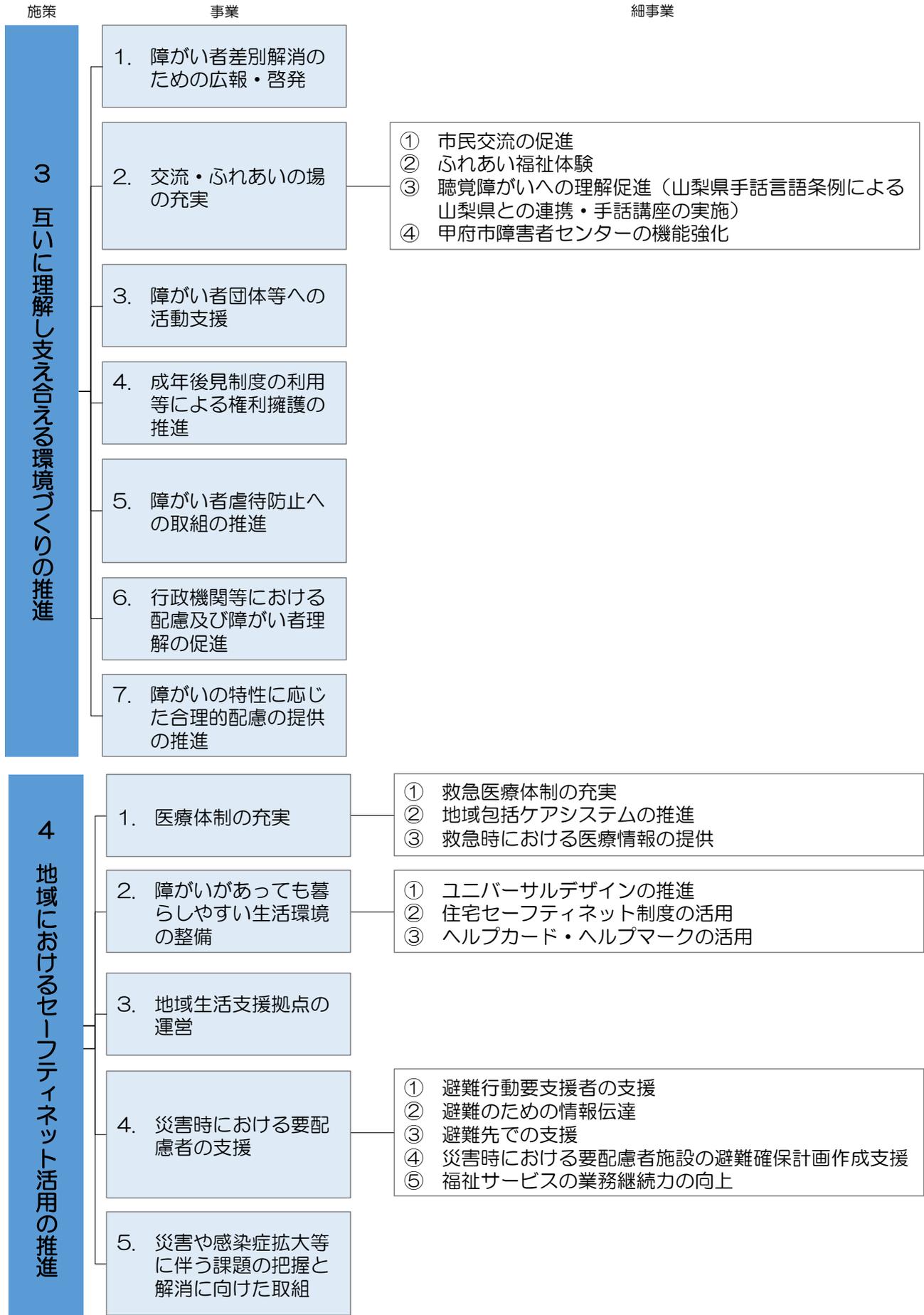
(4) 甲府市障がい者福祉計画

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

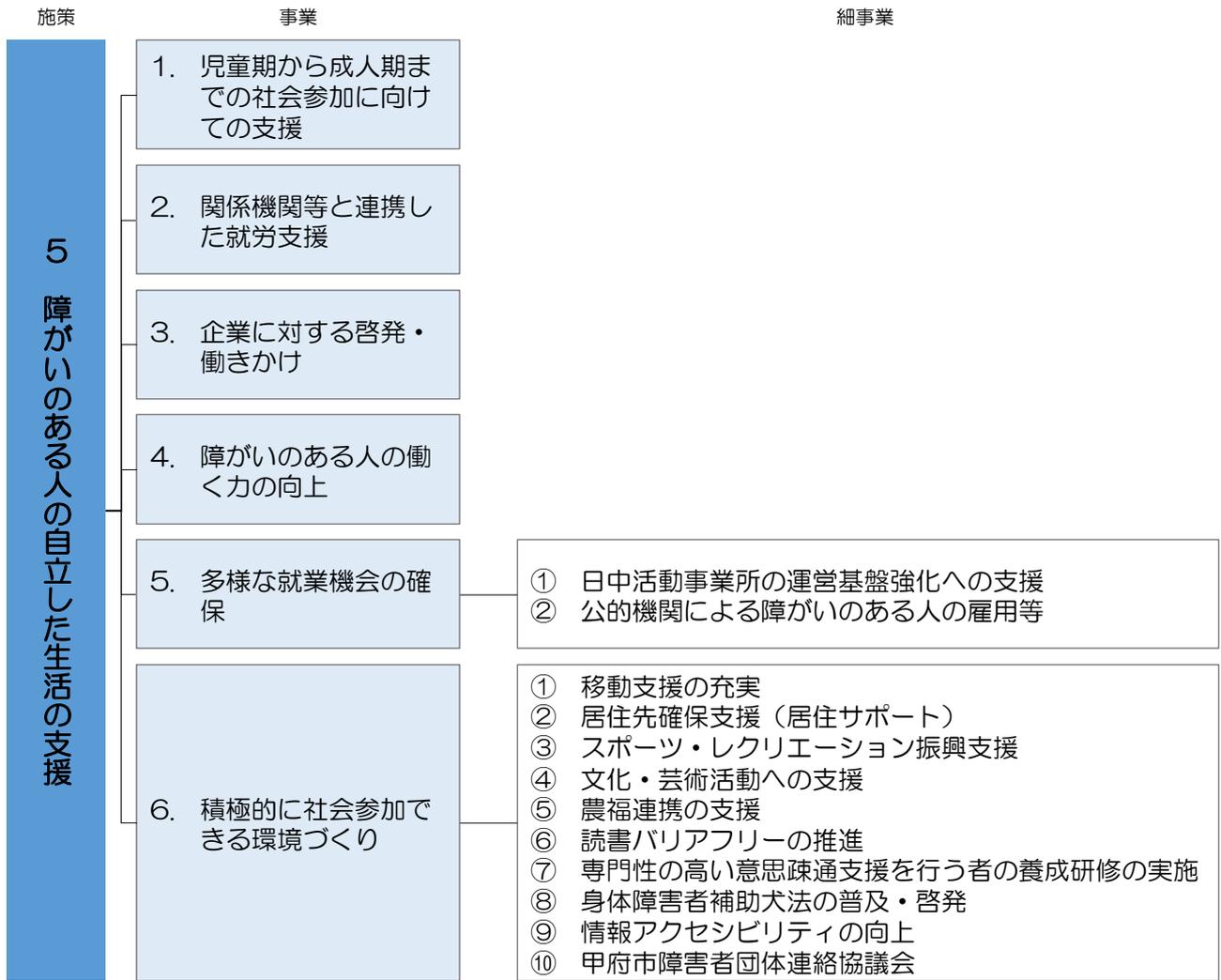




計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する



計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する



(5) 高齢者いきいき甲府プラン

計画目標1 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

施策	事業
1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① アプリを活用した健康づくり支援 ② 各種健診の実施（健康診査・成人歯周疾患健診・後期高齢者歯科口腔健診） ③ 健康に関する各種講座の実施（あなたの地区（まち）の出張保健室/おいし食（く）・楽しく・元気塾/高齢者食育元気会/歯つらつ歯っぴーキャラバン/フレイル予防の充実） ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
2 生きがいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① シニアクラブ活動の促進 ② 福祉センターの活用 ③ 高齢者スポーツ大会 ④ グラウンドゴルフ大会 ⑤ すこやか地域サポーター養成講座 ⑥ 笑顔ふれあい介護サポーターの普及・促進 ⑦ 生活支援サポーター養成講座

計画目標2 地域の協働による暮らしの支え合いを充実する

施策	事業
<p>3 地域住民の支え合いと 専門職の連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援コーディネーターの活動 ② 地域の話し合いの場（第2層協議体）の設立及び運営の支援 ③ 甲府市生活支援連携会議（第1層協議体）の運営 ④ 介護予防ケアマネジメント ⑤ 総合相談支援 ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント ⑦ 権利擁護事業 ⑧ 地域ケア会議の開催 ⑨ 地域リハビリテーション活動支援事業
<p>4 地域における生活支援・ 介護予防の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防把握事業（元気アップチェック） ② 笑顔ふれあい訪問サポート事業（生活支援サポーターによる活動） ③ 笑顔すこやか通所サークル事業 ④ 地域との協働による生活支援活動の促進（困りごと訪問サポート） ⑤ 元気アップ教室（元気運動教室・わっはっ歯教室） ⑥ 買い物弱者支援 ⑦ ふれあいくらぶ（機能訓練事業） ⑧ いきいきサロン ⑨ お達者くらぶ ⑩ 高齢者緊急通報システム設置事業 ⑪ 配食サービス ⑫ 企業等との協定による高齢者の見守りネットワーク ⑬ 介護用品購入費の助成 ⑭ 家族介護支援事業 ⑮ 福祉総合相談窓口
<p>5 高齢者の権利擁護 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度の普及・啓発 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 虐待対応に関する普及・啓発 ④ 虐待見守り・相談体制の強化 ⑤ 虐待対応に関する体制整備
<p>6 安全・安心な暮らし の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 有料老人ホームに対する指導の実施 ② 高齢者日常生活用具の給付 ③ 防災リーダーの育成 ④ 要配慮者のための福祉避難所の確保 ⑤ 感染症発生時の対応力の強化

計画目標3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる

施策	事業
7 介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護人材確保（介護サービス事業者ガイドブックの配布、福祉関係就職面接会の開催） ② 介護給付費適正化3事業 ③ 介護サービス相談員派遣事業 ④ 介護サービス事業者の指導監督
8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療・介護関係者の情報共有の支援 ② 在宅医療・介護連携推進会議の実施 （病院、診療所等で構成する24時間対応できる連携体制の構築） ③ 在宅医療・介護連携に関する基礎的内容及びスキルアップのための研修会の開催 ④ 医療・介護関係者の魅力発信 ⑤ 在宅医療や介護に関する普及啓発 ⑥ 在宅医療・介護に係る相談窓口の運営 ⑦ ACPの普及啓発
9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症に関する理解の普及啓発 ② 認知症サポーター養成講座 ③ 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の活用 ④ 認知症予防教室の実施 ⑤ 早期診断につながる相談支援（もの忘れ相談体制の推進） ⑥ 認知症初期集中支援チームによる支援 ⑦ 認知症カフェ ⑧ 認知症サポーターステップアップ講座の実施（オレンジサポーターの養成） ⑨ チームオレンジ ⑩ 認知症対応力向上の支援 ⑪ 認知症対応型サービスの情報提供



第2編

各論

- 第1部 甲府市地域福祉推進計画 別冊の計画書のとおり
- 第2部 甲府市保健計画 別冊の計画書のとおり
- 第3部 甲府市子ども・子育て支援計画 別冊の計画書のとおり
- 第4部 甲府市障がい者福祉計画 別冊の計画書のとおり
- 第5部 高齢者いきいき甲府プラン 別冊の計画書のとおり

※「甲府市子ども・子育て支援計画」は、令和7（2025）年3月の策定を予定しています。

資料編

1 策定経過

年月日	概 要
令和4（2022）年 12月13日	甲府市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、 甲府市介護サービス利用者満足度調査、 甲府市介護サービス利用状況調査の実施 (令和4（2022）年12月23日まで)
令和4（2022）年 12月15日	甲府市在宅介護実態調査の実施 (令和5（2023）年1月31日まで)
令和5（2023）年 4月26日	第1回甲府市社会福祉審議会 ・委員の委嘱、諮問、審議会の概要、審議会運営要領、各専門分科会の臨時委員等の指名、年間スケジュール
令和5（2023）年 6月14日	第1回甲府市社会福祉審議会健康・保健専門分科会 ・甲府市保健計画の概要及び計画策定スケジュールについて ・次期甲府市保健計画に係わるアンケート調査の実施について
令和5（2023）年 6月16日	第1回甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会計画部会 ・次期計画のアンケート調査票について
令和5（2023）年 6月27日	第2回甲府市社会福祉審議会 ・「第4次健やかいきいき甲府プラン」に定める事業の進行管理及び評価について ・「第5次健やかいきいき甲府プラン」計画策定について
令和5（2023）年 6月28日	第1回甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・計画策定の概要について ・計画策定スケジュールについて
令和5（2023）年 7月10日	「甲府市保健計画」及び「甲府市地域福祉推進計画」に関するアンケート調査、 「甲府市障がい者福祉計画」に関するアンケート調査、 「高齢者いきいき甲府プラン」に関するアンケート調査の実施 (令和5（2023）年7月28日まで)
令和5（2023）年 7月25日	第2回甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・高齢者いきいき甲府プラン（令和3（2021）年～令和5（2023）年） の評価について
令和5（2023）年 7月26日	第1回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・地域福祉推進計画に関する事業の進行管理及び評価について ・甲府市地域福祉推進計画の概要及びスケジュールについて ・地域福祉推進計画に関するアンケート調査について ・地域福祉推進計画に関するワークショップの開催について

年月日	概 要
令和5（2023）年 8月6日	第1回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ
令和5（2023）年 8月27日	第2回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ
令和5（2023）年 9月15日	第2回甲府市社会福祉審議会健康・保健専門分科会 ・アンケート調査の結果報告 ・次期保健計画の「基本目標」「施策」「事業」について
令和5（2023）年 9月28日	第3回甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・アンケートの分析について ・次期計画における目標と施策体系について
令和5（2023）年 10月17日	第2回甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会計画部会 ・アンケート調査等の結果報告について ・策定ビジョン・計画目標設定の考え方について ・サービス見込量について
令和5（2023）年 10月18日	第3回甲府市社会福祉審議会健康・保健専門分科会 ・次期保健計画の数値目標について ・次期保健計画の素案について
令和5（2023）年 10月19日	第2回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・アンケート調査結果について ・ワークショップ実施結果について ・施策体系について
令和5（2023）年 10月26日	第4回甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・事業内容及び数値目標について
令和5（2023）年 11月7日	第3回甲府市社会福祉審議会 ・策定背景と次期計画の基本理念（案）について ・第5次健やかいきいき甲府プランにおける各計画の概要
令和5（2023）年 11月20日	第3回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・評価指標等の設定について
令和5（2023）年 11月28日	第3回甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会計画部会 ・次期計画の施策や事業体系について
令和5（2023）年 11月29日	第4回甲府市社会福祉審議会健康・保健専門分科会 ・次期保健計画の数値目標について ・次期保健計画の素案について
令和5（2023）年 11月30日	第5回甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・次期高齢者いきいき甲府プランの素案について

年月日	概 要
令和5（2023）年 12月19日	第4回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・地域福祉推進計画素案について
令和5（2023）年 12月27日	第4回甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会計画部会 ・次期計画の素案等について
令和6（2024）年 1月15日	パブリックコメントの実施 (令和6（2024）年2月14日まで)
令和6（2024）年 2月5日	甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 書面審議
令和6（2024）年 2月21日	第4回甲府市社会福祉審議会 ・「第5次健やかいきいき甲府プラン」について ・個別計画素案について
令和6（2024）年 2月26日	甲府市社会福祉審議会への諮問事項に対する答申
令和6（2024）年 3月10日	第3回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ

2 諮問書

福 発 第 3 8 7 号
令和5年4月26日

甲府市社会福祉審議会
委員長 丸 山 正 次 様

甲府市長 樋 口 雄 一

健やかいきいき甲府プランの策定について（諮問）

本市では、中核市へ移行した令和元年度に「だれもがいきいきと輝き 互いにつながり 支え合い 健やかに暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に、保健福祉に関わる総合的な計画である「第4次健やかいきいき甲府プラン」を策定し、子どもからお年寄りまで市民のだれもがいきいきと活躍し、生涯を通じた安心を実感して、心身ともに健やかに暮らすことができるよう施策を推進してきたところでありますが、今年度は計画期間の最終年度にあたります。

「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年が近づいており、少子高齢化がピークを迎える中で、医療や介護など社会保障費の費用が増大するとともに、支える世代の負担増が懸念されます。

こうした状況の中で、次期「健やかいきいき甲府プラン」を策定するにあたり、甲府市社会福祉審議会条例第2条第1項第4号の規定により、貴審議会のご意見を賜りたくここに諮問します。

3 答申書

甲社審発第44号
令和6年2月26日

甲府市長 樋口 雄一様

甲府市社会福祉審議会
委員長 丸山 正次

健やかいきいき甲府プランの策定について（答申）

令和5年4月26日付け福発第387号で諮問のありましたこのことについては、次の通り答申いたします。

令和2年3月に策定した「第4次健やかいきいき甲府プラン」では、甲府市が総合的・計画的に市政運営を進めるための指針となる最上位計画である「第六次甲府市総合計画」及び「人」「地域」「まち」の健康づくりに取り組み「元気 City こうふ」の実現を目指す「健康都市こうふ基本構想」の考え方を踏まえる中、「だれもがいきいきと輝き 互いにつながり支え合い 健やかに暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉」「保健」「子ども」「障がい者」「高齢者」の各分野別計画における各種施策を推進してきました。

今般、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の策定に対する調査審議を行う中で、各審議会委員の意見や、市民、関係団体のアンケート結果等から、地域活動の担い手不足や、生活環境の複雑化・多様化に加えて、社会からの孤立など、既存のサービスの狭間にある課題が顕在化していることが浮き彫りとなり、更に新型コロナウイルス感染症拡大により、以前にも増して「地域のつながりの希薄化」が進むなど、継続的な課題にも引き続き対応していかなければならない状況にあることから、これらを保健福祉分野共通の課題として認識し、策定作業を進めて参りました。

新たな計画の策定にあたっては、引き続き「第六次甲府市総合計画」はもとより、「健康都市こうふ基本構想」や「健康都市宣言」の趣旨を踏まえ、その要素を計画に反映させるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」や誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「SDGs」を、基本的な考えとして、個別計画の策定に取り組んできたところであります。また、同時期に策定する各分野別の計画が連携を一層深め、本市福祉施策として横断的に推進していけるよう、別添のとおり「第5次健やかいきいき甲府プラン」の案として取りまとめました。

今後、各分科会等でいただいた意見を基に策定した素案の趣旨をご理解いただき計画を策定されるとともに、各計画に基づく保健福祉施策の着実な推進にあたっては、ぜひ関係機関や団体等と連携を深めながら、効果的かつ積極的に推進されますようお願いいたします。

4 甲府市社会福祉審議会条例

平成30年12月26日

条 例 第 3 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する甲府市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(令5条例15・改)

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事項を調査審議するため置かれる臨時委員の任期は、当該事項の調査審議が終了するまでとする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長1人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (5) 健康・保健専門分科会 市民の健康の保持及び増進に関する事項

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 8 審議会は、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 政令第3条第1項に規定する審査部会のほか、専門分科会に、その決議に基づき、審査部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(甲府市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 甲府市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第17号）は、廃止する。
(甲府市介護保険条例の一部改正)
- 3 甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則（令和5年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 甲府市社会福祉審議会運営要綱

平成31年4月1日

福 第 1 3 号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。）第11条の規定により、審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者審査部会)

第2 条例第8条中、政令第3条第1項に規定する障害者審査部会において、政令で定められている事項の他、身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査、また育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査について調査審議する。

(審査部会の委員)

第3 条例第8条による審査部会(障害者審査部会は除く)に属すべき委員及び臨時委員は、各専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

(審査部会の会長)

第4 条例第8条による審査部会に会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 会長は当該審査部会の事務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審議会等の会議)

第5 条例第6条の規定は、審査部会の会議について準用する。

2 審議会等の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とし、他の会議においても審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

3 審議会等を開催したときは、会議録を調整し、ホームページ等への掲載により審議内容を公表する。

4 審議会等の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(決議)

第6 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(専門分科会等の庶務)

第7 各専門分科会及び審査部会の庶務は次のとおりとし、処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課
- (2) 障害者福祉専門分科会、障害者審査部会 福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども未来部子ども未来総室総務課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課、福祉保健部保険経営室介護保険課
- (5) 健康・保健専門分科会 福祉保健部健康支援室健康政策課

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 甲府市社会福祉審議会委員・臨時委員名簿

(1) 甲府市社会福祉審議会の委員名簿

氏名	団体等の名称・役職	備考
丸山 正次	山梨学院大学（名誉教授）	委員長
外川 伸一	元山梨学院大学教授	副委員長
山田 文夫	甲府市社会福祉協議会（会長）	
佐藤 一男	甲府市自治会連合会（会長）	
柄沢 眞	甲府市民生委員児童委員協議会（会長）	
茅野 昭勇	甲府市シニアクラブ連合会（会長）	
潮 かち子	甲府市愛育連合会（会長）	
星野 和寛	甲府市医師会（会長）	
志田 昌子	甲府市食生活改善推進員連絡協議会（会長）	
加藤 真紀子	甲府市保育連合会（会長）	
古屋 知子	甲府市主任児童委員連絡協議会	
小田切 利幸	甲府市公立小中学校長会（会長）	
越水 眞澄	甲府市障害者団体連絡協議会（会長）	
岡村 昌典	甲府市障害者団体連絡協議会（副会長）	
神吉 まゆみ	医療法人山角会山角病院 （コメディカル部コメディカル部長）	
深沢 健吾	甲府市議会議員（民生文教委員長）	

(2) 甲府市社会福祉審議会の臨時委員名簿

氏名	団体等の名称
高野智代子	甲府市ボランティア団体連絡協議会（副会長）
根津 宏次	甲府市介護サービス事業者連絡協議会（代表幹事）
雨宮 正夫	甲府市身体障害者福祉連合会（会長）
山田 弘之	甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会（会長）
山田 一典	甲府公共職業安定所（所長）
藤原 静	公募委員
中島 朱美	山梨県立大学人間福祉学部（教授）
武井 啓一	甲府市歯科医師会（会長）
植松 俊彦	甲府市薬剤師会（会長）
佐藤 悦子	公益社団法人 山梨県看護協会（会長）
梅原 香	甲府市保健計画推進連絡協議会（理事）
保坂 さつき	甲府市養護教員研究会
渡辺 光美	公募委員
山崎 弘道	山梨県民間病院協会（理事）
畠山 和男	山梨県立あけぼの医療福祉センター（所長）
黄 淳一	日本耳鼻咽喉科学会 山梨県地方部会（理事）
間瀬 文彦	山梨県眼科医会
山角 駿	山梨県精神科病院協会（顧問）
大塚 ゆかり	甲府市地域自立支援協議会全体会（会長）
千野 由貴子	甲府市地域自立支援協議会定例会（会長）
雨宮 秀樹	甲府市公立小中学校長会（副会長）
秋山 賢一	甲府市歯科医師会（甲府口腔保健医療センター副所長）
進藤 聡彦	放送大学（教授）
岩田 公之輔	公益社団法人 山梨県私学教育振興会中部地区（会長）

氏名	団体等の名称
窪田 真一郎	山梨県私立幼稚園保護者会連合会（会長）
川窪 裕香	甲府市小中学校 PTA 連合会（常任理事）
柳本 剛	山梨ヤクルト販売株式会社（総務部 次長）
棚本 孝	日本労働組合総連合会 山梨県連合会（副会長）
森澤 昌子	子育て支援団体ハッピーキッズ（代表）
齋藤 智子	公募委員
望月 敏子	甲府市母子寡婦福祉連合会（会長）
高瀬 清子	甲府市ひとり親家庭相談員会（会長）
河西 保子	一般社団法人 山梨県社会福祉士会（元副会長）
甘利 俊明	山梨県介護福祉士会（会長）
加々美 富明	甲府市自治会連合会（理事）
武川 弘宗	甲府市民生委員児童委員協議会（副会長）
立川 勉	山梨県老人福祉施設協会（副会長）
鷲見 よしみ	山梨県介護支援専門員協会（会長）
矢島 良夫	公募委員
小澤 紀志子	公募委員
輿石 和也	公募委員

7 甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

平成 15 年 7 月 1 日
福 第 7 号

(目的)

第 1 地域福祉推進計画、保健計画、子ども・子育て支援計画、障がい者福祉計画及び高齢者いきいき甲府プランによって構成する甲府市保健福祉計画（以下「保健福祉関係計画」という。）を策定するにあたり、保健・福祉を取り巻く社会的な動向を把握し、総合的な調整及び検討等を行うため、甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）と甲府市保健福祉計画福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議（以下「部内策定会議」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 庁内検討委員会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 保健福祉関係計画の素案策定に係る重要事項の調査及び検討
- (2) 保健福祉関係計画の素案策定に係る総合調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保健福祉関係計画の素案策定に係る必要な業務

2 部内策定会議は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 現在の保健福祉関係計画の検証
- (2) 保健福祉関係計画の素案策定に係る調査及び検討
- (3) 第六次甲府市総合計画等との整合性の確認
- (4) 保健福祉関係計画を構成する個別計画の整合性や一体性の調整
- (5) 甲府市社会福祉協議会で策定する地域福祉に関する活動計画との整合性の確認
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、保健福祉関係計画の素案策定に係る必要な業務

(庁内検討委員会の組織及び会議)

第 3 庁内検討委員会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

2 庁内検討委員会に委員長を置き、福祉保健部福祉保健総室長をもって充てる。

3 庁内検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、庁内検討委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し又は資料の提出を求めることができる。

(部内策定会議の組織及び会議)

第 4 部内策定会議は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

2 部内策定会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は保健衛生監をもって充てる。

3 委員長は、部内策定会議を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、部内策定会議の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5 庁内検討委員会及び部内策定会議の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会及び部内策定会議の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会及び部内策定会議が別に定める。

(解散)

第7 庁内検討委員会及び部内策定会議は、第2に定める所掌業務が終了したときに解散する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月17日）

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則（平成29年4月3日）

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和5年4月10日）

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会 (◎＝委員長)

所 属 等	
市長直轄組織市長室情報発信課長	まちづくり部まちづくり総室空き家対策課長
市長直轄組織危機管理室危機管理室長 (課長兼任)	まちづくり部まち整備室道路河川課長
市長直轄組織危機管理室防災企画課長	市立甲府病院事務局病院事務総室長 (総務課長兼任)
企画財務部企画財務総室企画財政課長	教育部教育総室学校教育課長
企画財務部企画財務総室自治体連携課長	教育部教育総室学事課長
企画財務部政策推進室政策課長	教育部教育総室教育施設課長
企画財務部政策推進室 SDG s 推進課長	教育部生涯学習室生涯学習課長
企画財務部政策推進室地域デザイン課長	教育部生涯学習室スポーツ課長
企画財務部リニア交通室長 (交通政策課長兼任)	教育部生涯学習室図書館長
市民部市民総室長 (総務課長兼任)	◎福祉保健部福祉保健総室長
市民部市民総室人権男女参画課長	福祉保健部福祉保健総室総務課長
市民部市民協働室協働推進課長	福祉保健部福祉保健総室生活福祉課長
市民部市民協働室長 (協働支援課長兼任)	福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課長
子ども未来部子ども未来総室子ども応援課長	福祉保健部保険経営室介護保険課長
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課長	福祉保健部保険経営室健康保険課長
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課長	福祉保健部健康支援室健康政策課長
子ども未来部子ども未来総室母子保健課長	福祉保健部健康支援室医療介護連携担当課長
環境部廃環境対策室長 (ごみ収集課長兼任)	福祉保健部健康支援室地域保健課長
産業部産業総室雇用創生課長	福祉保健部保健衛生室精神保健課長
産業部商工観光室商工課長	福祉保健部保健衛生室長 (医務感染症課長兼任)
まちづくり部まちづくり総室住宅課長	福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課長

別表 2 (第 4 関係)

甲府市保健福祉計画福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議

(◎委員長、○副委員長)

所 属 等	
◎福祉保健部長	健康支援室地域保健課保健予防係長
福祉保健総室長	○保健衛生監
福祉保健総室総務課長	保健衛生室長（医務感染症課長兼任）
福祉保健総室総務課計画係長	保健衛生室精神保健課長
福祉保健総室生活福祉課長	保健衛生室精神保健課精神保健係長
福祉保健総室生活福祉課生活支援係長	保健衛生室医務感染症課医務係長
福祉保健総室障がい福祉課長	保健衛生室生活衛生薬務課長
福祉保健総室障がい福祉課サービス支援係長	保健衛生室生活衛生薬務課生活衛生薬務係長
保険経営室長	子ども未来部長
保険経営室介護保険課長	子ども未来総室長（総務課長兼任）
保険経営室介護保険課経営係長	子ども未来総室総務課庶務係長
保険経営室健康保険課長	子ども未来総室子ども応援課長
保険経営室健康保険課経営係長	子ども未来総室子ども応援課子ども応援係長
健康支援室長	子ども未来総室子育て支援課長
健康支援室健康政策課長	子ども未来総室子育て支援課子育て支援係長
健康支援室健康政策課健康生きがい係長	子ども未来総室子ども保育課長
健康支援室健康政策課医療介護支援係長	子ども未来総室子ども保育課子ども保育係長
健康支援室医療介護連携担当課長	子ども未来総室母子保健課長
健康支援室地域保健課長	子ども未来総室母子保健課母子保健係長

第5次健やかいきいき甲府プラン

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

甲府市

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>